
平成30年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

平成30年3月14日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成30年3月14日 午前8時57分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 中田 元 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 桜下 善博 議員
 6. 三浦 浩明 議員
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
 2. 中田 元 議員
 3. 河村由美子 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 桜下 善博 議員
 6. 三浦 浩明 議員
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前 8 時 57 分開議

○議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、11 番、藤升議員の発言を許します。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） おはようございます。日本共産党の藤升正夫でございます。

今回の質問は、1 つ目に、昨年 9 月に施行された吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例を生かす取り組みについて、2 番目に介護保険料の大幅引き上げ中止を求める質問、3 番目に、65 歳以上の方の介護保険料の所得段階と料率見直しを求める質問を行います。

最初の質問ですが、吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例を生かす取り組みについて、町長にお聞きをいたします。

昨年 9 月の定例議会に中谷前町長が提案し、議員全員の賛成で成立し、施行された吉賀町中小企業・小規模企業振興基本条例の第 5 条に、町の責務があります。一部を省略して条文を紹介すると、第 1 項には、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施する。第 2 項には、町は工事の発注・物品及び役務の調達等に当たっては公正な競争力を確保しつつ、町内に事務所を有する中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めなければならない。第 3 項に、町は中小企業・

小規模企業が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めなければならないとあります。

役場内で、これまで基本条例がどのように共有され、施策に反映されてきたかをお聞きをいたします。

2点目には、本定例会に初日に行われた町長施政方針では、創業・事業承継を包括的に進めていく支援組織の立ち上げへの言及がありました。この支援組織の中で、かろうじて営業を続けている事業者が希望を持てる協議が行われることになるのか、お聞きをします。

基本条例の第1条は、この条例は中小企業・小規模企業が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町の責務・事業者・商工会及び町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の成長及びその持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする、と振興基本条例の目的を明らかにしています。

町として、この目的に沿った施策、特に今すぐにはできないことは何か追求し、実践を積み重ねることが町内の事業者の振興に結びつくと考えます。

町長は今これからやること、できることは何があると考えているのか、お聞きをいたします。中小企業・小規模企業振興条例に基づく協議会の設置について条例案が提案されたとき、今後、検討していきたいというふうに考えておりますという答弁もありました。条例に基づく協議会の設置をする考えがあるか、お聞きをいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おはようございます。それでは、藤升議員の1点目の、中小企業・小規模企業振興基本条例を生かす取り組みをということにつきましてお答えをしたいと思います。

本条例を制定してから町の施策にどのように反映させていくかなど、全庁的な会議につきましては、現在のところ開催をしておりませんが、企業の振興にかかわりのある産業課と企画課、この双方の課では常に情報共有を行っているところでございます。

また、本条例の中にあります基本的施策につきましては、今まで行ってきました振興策を柱に構成しているわけでございまして、条例制定後に新しい施策として始めたものは、現時点ではないのが事実でございます。

しかしながら、今後も事業の検証を行いながら施策に反映させるように努めてまいりたいと思います。

それから、施政方針の中で、創業・事業承継の支援組織の立ち上げを申し上げておりますが、

このことにつきましては本条例の基本施策に基づきました新規組織となるわけでございます。この支援組織につきましては、現在、担当課で取り組み内容を検討しておりますが、創業・事業承継希望者の掘り起こしや育成、それから地域でのマッチング、創業後、あるいは事業承継後の事業継続のためのアドバイス等の支援を吉賀町・島根県・商工会、そして金融機関・産業振興財団など、関係団体が連携して包括的な支援を行っていかうとするものでございます。

特に、町内で一事業者しかおられない業種など、住民生活に支障を及ぼす事業承継につきましては、行政が地域課題として捉え、支援を強化していきたいと考えているところでございます。

行政が常に課題を見つけ、早目の対策を講じていくことは当然でございます。十分とは言えないかもしれませんが、多くの支援事業も実施しておりますので、まずは相談をしていただき、事業の活用をお願いしたいというふうと考えているところでございます。

なお、支援組織の設立につきましては、なるべく早期となるよう最大限の努力をさせていただきます。議員が言われますように事業者の皆さんが希望を持って協議が行うことができるように、そういった組織にしてみたいというふうと考えているところでございます。

また、支援組織立ち上げ前にでもできることは何かという問いかけがございました。この基本条例におきましては、目的を達成するために先ほど趣旨のところの御説明もございましたが、行政・企業・商工会そして住民の皆さんの役割分担を明記しているところでございますので、それぞれの立場で振興策を考えていくべきだろうというふうと考えております。

そのような中で、今、行政としてできること、そしてしなければならないこと、このことにつきましては人材育成を含めた従業員確保、この対策が一番急がれているのだろうというふうと考えております。あらゆる方法で情報共有と情報発信を行いまして、企業の振興にしっかり寄与してみたいというふうと考えているところでございます。

それから、昨年9月の定例会の中で、今からどのような組織を立ち上げていくか、また今ある組織を再編していくのかは、今後、検討していきたいと担当課長が答弁しておりましたが、中小企業・小規模企業振興基本条例に限った協議会の設置については、現時点では想定をしておりません。現在、設置をして運用をしております吉賀町人材確保定着推進協議会など、さまざまな会議等の中で関係機関の皆様の御意見をお聞きし、事業の実施状況の検証を行って、より効果的な施策を図ってみたいというふうと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 隣町の津和野町でも同様の条例を、ここは平成28年に策定しております。津和野町の場合は条文の中に、中小企業・小規模企業の総合的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、これを公表するものというものがあります。

津和野町ではこれに基づく計画を平成30年度には策定し、取り組みを進めようとしております。吉賀町は先ほど紹介した条例の目的に沿うように、計画を策定して取り組む考えを持っているか、お聞きをいたします。

それと、さきの質問の中で、かろうじて営業を続けている事業者に対する答弁、特別なかったというふうに感じますので、その点、あわせて御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2点につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほども藤升議員のほうから条例の御紹介がございまして、第1章目的の中で、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進をするという設置目的、趣旨だということがございました。

それで、組織といたしましては、施政方針で申し上げております支援組織を、幅広のものを設置させていただきたいということで申し上げておりますので、まずはそこで十分事業の内容等精査をさせていただいて、津和野町の御紹介もございましたが、吉賀町の場合も総合的な中小企業、あるいは小規模企業の振興にかかわる計画の推進、策定のところから、そういった組織でも十分検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、通告の内容にございました支援組織の中で、かろうじて営業を続けている、そうした事業者に対しての支援の内容、具体的なところでございますが、今この場で、そういやこういった事業をとということはないわけでございますけど、当然、産業課、あるいは企画のほうでは日々の業務の中で事業者の方、あるいは商工会を通じてそういった御意見も拝聴してるところでございますので、日常的な業務の中で商工会あるいはほかにも、先ほど申し上げました製造業をまずは中心にして、今、つくっている協議会、吉賀町人材確保定着推進協議会、こういったところもあるわけでございますので、それを昨年12月の28日だったと思っておりますが、試験的に説明会等もさせていただいております。これは、先ほど言いましたように、製造業に限定をしたということで、まず試験的に始めたものなんですが、これの組織をいくらか裾野を広げていこうということも今、考えているようでございますので、そうしたところを通じて、議員の通告の内容でいくと、かろうじてということになるのかもわかりませんが、そういった形で頑張っておられる町内企業さんの支援をしっかりしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 次に、第2次吉賀町まちづくり計画というものの、町の基本的な計画の最上位に位置づけられるというふうに言われてますが、商工業の振興の中の現状と課題に、地元商店街と地域住民の双方が商業機能を支えるという意識に立って、地元商店での購買を促進していくことが求められていますと書いております。

商売を始め、各種事業をされる方の収入がふえれば税収もふえることにつながります。まずは、

役場内で再度、条例の目的、町の責務を再確認し、行動することが、町民との信頼関係を築く上においても重要ではないかというふうに考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年の9月の定例会で制定、公布をさせていただいた条例があるわけですので、施政方針の中で申し上げましたが、支援組織を立ち上げて、そうしたことをしっかり展開をしてみたいということでございます。

それから、当然、この基本条例の趣旨、繰り返し今、御質問もございましたが、総合的かつ計画的に推進するというところでございます。

そして、私の答弁の中でも申し上げたところなんですけど、当然、行政だけでできるものではないです。第5条の中では町の責務・行政の責務がうたってあるわけございまして、6条では中小企業・小規模企業の役割、7条では商工会の役割、そして第8条では住民の皆さんの理解と協力ということがあるわけございまして、それぞれの持ち場・持ち場でどういったことをしていけばいいのか、ここをしっかりと精査をして検討をしていく必要があると思います。

当然、行政といたしましては、この設置条例の趣旨をしっかりと踏まえて、今年度、あるいは来年度、30年度以降のところで事業展開がしっかりできるように支援なりをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど人材、従業員の確保という点でも御答弁がありました。

それで、今、吉賀町、ほかの自治体でも同様ですけども、Uターン・Iターンの募集をよそへ行っても行っておりますが、その中で、吉賀町に来たらこういうことができる、この仕事があると、仕事を含めた紹介、こういうことをすることで、そういう仕事があるんだったら行こうという方が中にはあるのではないかと、このように考えるところがあります。

特に、吉賀町の場合、有機農業というものを旧柿木村時代から積極的に取り組まれてきたことが、少なくない方々には知られておる、そういうところからこれまで吉賀町に来ようというふうに来られた方もあるという現実もございまして、そういう点を、これは質問ではありませんが、提案だけして、次の質問に移ります。

介護保険料の大幅引き上げ中止を求める質問であります。

本定例会に65歳以上の方の介護保険料を1割5分、15%も引き上げる議案が出されました。本日の新聞にも、島根・鳥取両県の保険者ごとの介護保険料の改定について記事がございました。島根県内では値上げ幅が一番大きいのは1カ月当たり800円上げる吉賀町でした。

昨年、行われました吉賀町議会議員選挙に際しまして、日本共産党は生活アンケートを実施し200通を超える回答を寄せていただきました。

この中で、高齢者・障がい者福祉に望むことという質問に対し、交通手段の確保を含む9項目のうち、どれかに印を入れた方が181人おられ、介護保険料の負担軽減に丸をされた方が128人、7割の方が介護保険料の負担軽減を望まれていました。町内の多くの方、特に高齢者の方は介護保険料の負担を減らしてほしいと願っております。

2月28日の町議会全員協議会で、来年度からの3カ年における第7期吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画について説明がありました。吉賀町の総人口は第2次吉賀町まちづくり計画の人口推計から毎年200人ずつ減少する中で、65歳以上の高齢者は2,690人ほどと推計しています。7期計画の最終年に当たる平成32年の高齢化率は47%と見込んでいます。この65歳以上の方々の介護保険料の基準額が年額でこれまで6万3,600円であったものを9,600円多い7万3,200円とするものです。先ほどの新聞でも紹介しましたが、1カ月当たりでは5,300円から800円の負担増となる6,100円とするものです。これは、単純に計算をしますと、65歳以上の方々から総額で1億5,300万円いただいていた保険料を2,300万円多い1億7,600万円に引き上げるというものです。

介護保険には基金があります。家庭で言えば貯金に当たると思いますが、正式名称を介護給付費準備基金と言います。今年度末の見込み額について、通告では本定例会に提出された議会資料の数字を使っておりましたが、本年度の予算書の数字からおよそ2,500万円となっております。この基金を第7期の3年間、毎年500万円ずつ使い、これに1,800万円を一般会計から入れることで2,300万円となり、引き上げ相当分と同じになります。

基金を取り崩し、さらに一般会計から1,800万円を捻出することで、介護保険料の引き上げをしなくてもよい方向に舵を切るよう、望みます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の、介護保険料の大幅値上げ中止をとということについてお答えをしたいと思います。

介護給付費準備基金及び一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き上げをしない方向への舵切りについてであろうかと思えます。介護給付費準備基金につきましては、各年度の決算時において生じた剰余金を基金として積み立て、財政上の不足が生じた際の補填や介護保険料の上昇を抑制する目的で活用しております。

当町の介護給付費準備基金の保有状況につきましては、平成29年度決算で約2,500万円となる見込みであります。議会資料にもございますように、見込み額は4,920万円としておりましたが、取り崩し前の金額でございましたので申し添えておきたいと思えます。

そして、決算見込みのこの2,500万円でございますが、第6期吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画期間中に予定していた基金保有額の6,460万円を大きく下回る見込みでございます。

す。理由といたしましては、介護給付費等総額に占める第1号被保険者保険料が不足することによるもので、このまま推移すれば基金の枯渇により島根県の財政安定化基金から借入れをする事態に陥り、平成33年度からの第8期計画において保険料算定に影響をする恐れがあるため、今回の第7期計画においては基金の繰り入れを行わず給付費高騰等による財政悪化に備える計画となっているわけでございます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険制度の国民の共同連帯の理念、このことに照らし合わせまして、他会計への負担の転嫁は適切でないという平成29年、昨年9月の議会において表明した考えに基づきまして、現行の町の法定負担率以上の繰り入れは実施しない方針で堅持していく考えでございます。

第1号被保険者保険料の介護保険財政に占める負担割合が1%引き上げられたことや介護給付費準備基金からの繰り入れを行わないこと等により、第7期の保険料基準額は月額で6,100円となり、第6期計画における島根県平均の5,900円を上回りますが、第7期計画における島根県平均は下回るものと見込んでおります。

保険料率引き上げに伴う低所得者対策といたしまして、第1段階の第1号被保険者においては第6期計画に引き続き、制度の範囲内での公費投入による保険料負担軽減や介護認知症予防事業の充実を図り、保険料上昇の原因となる給付費高騰の抑制に努めていく計画ですので、そのために必要となる今回の保険料改定に御理解を賜りたいと思うところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 御理解と言われますが、なかなか理解がしがたいところではありますが、新年度の介護保険の予算では介護給付費と地域支援事業で10億1,000万円の事業費があり、保険料1億7,700万円、国からは2億8,100万円、約28%ですが、入れる予定です。

国にあと事業費の3%分、この3%というのは消費税を4年前に上げておりますが、5%から8%に上げた分、この3%を上乗せをしていただくと、国からの3億1,200万円ということになり、一般会計からの1,800万円を投入をしなくとも、介護保険料を1人当たり年間で4,800円、月に400円引き下げができる見通しも出てきます。

もともと介護は措置制度として国が5割の負担をしていたものです。保険制度として以来、介護保険料の改定ごとに高齢者比率が上がることにより65歳以上の方の介護費用に占める負担割合が1%ずつ引き上げられ、第1期の17%から平成30年度から始まる第7期は23%へと負担割合が上がる計画となっております。

4年前に消費税が8%に上げられても、65歳以上の方の負担が引き上げられてきました。3年後の第8期のことについて、ご答弁もありましたが、大幅な引き上げになるという心配も確

かにあります。これについては、政権を握る自民党の選挙公約の中で、介護保険料について、介護サービスへのニーズが急激に増大する中で現行の介護制度は財政的に危機的な状況にあります、従事者の処遇改善や研修等の支援による介護サービスの質の向上や効率化重点化に加え、所要の財源確保を前提とした公費負担の引き上げ等により、保険料負担の増大を抑制しつつ、真に必要な介護サービスを確保しますと、介護保険料負担の増大抑制を公約の中に入れておりました。

しかし、実際にやっていることは、新年度の予算案を見ましても、国の予算から介護を含む社会保障の自然増分を1,300億円も抑え、国民生活を圧迫する予算案を出してきております。

しかしながら、公約の中では保険料の抑制を言わざるを得なかったと考えておりますし、さらにつけ足して言えば、次に控える消費税の引き上げへの伏線とも感じますが、これ以上の負担増というのは耐えられないものであると言わざるを得ません。

日本共産党は介護保険の国庫負担を直ちに10%引き上げ、将来的には国庫負担50%、公費負担全体では75%に引き上げることを提案しております。その財源は国民生活にも日本経済にも大打撃となる消費税ではなく、富裕層や大企業への優遇を改める税制改革、そして、国民の所得をふやす経済改革という、消費税とは別の道で確保するという政策を掲げています。

これからの3年間で国庫負担をふやす取り組みを強め、吉賀町は高齢者の暮らしも大切にしてくれるという思いが高まるまちづくりを進めることこそ大事ではないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、後段の今、お願いをしております第7期であります、平成33年度以降の第8期、次の次の計画期間に向けての取り組みについてお答えをしたいと思います。

第8期計画に向けての取り組みといたしましては、団塊世代が後期高齢者年齢に到達いたします2025年問題が迫る中、人口の大多数を占める都市部において65歳以上の高齢化率は上昇を続け、保険給付費総額に占める第1号被保険者保険料の負担割合はさらにふえることが予測されております。吉賀町においては高齢者人口増加のピークは既に過ぎているわけですが、第8期以降は減少に向かうと見込んでおりますが、被保険者数の減少や都市部高齢化率の上昇等によりまして、町の保険料基準額への影響が懸念をされます。

このことは、吉賀町に限らず県内や全国の自治体に共通した問題であると認識しておるところでございます、高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、県内市町村等々と連携をいたしまして、国に対し効果的な対策を講じるよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） しっかりと国、また関係各庁とも協働して、今の、特に高齢者

を中心とした方々の生活を第一に取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

続きまして、最後の質問になりますが、介護保険料の所得段階と料率見直しについてお聞きをいたします。

介護保険料の所得段階と料率の見直しを行い、収入に占める保険料の負担が収入の少ない人のほうが高いという状況を改めるよう求めるものであります。担当課から、介護保険料の所得段階と平均所得・平均の年金収入をお聞きをしましたので、その数字をもとに質問をいたします。

介護保険料の所得段階が第1段階、これは収入でいきますと一番低い段階ですが、この方々の平均の年金収入は54万円でした。吉賀町の国民年金の平均額は月に4万円台でしたので、これに合致すると考えております。

第7期の第1段階の年間保険料は基準額の4割5分の3万2,940円と提案されており、収入が年金のみと仮定した場合、収入に占める介護保険料の割合は6%を超えます。第3段階の方は3.7%前後です。

この第1段階の方というのは、合計所得金額と課税年金収入額が第1段階の場合は80万円以下、第3段階の方は120万円を超える方々というふうに制度上、なっております。

また、一番高い第9段階の方の介護保険料は年間で12万4,440円で、平均の所得573万円に占める割合は2.2%となっています。収入の少ない人のほうが保険料負担が高いことは、収入に占める固定費の割合がさらに高くなることとなります。この仕組みを変え、公正な負担に近づけることができないか、検証する必要があると思います。

ただし、介護サービスを受けるときの利用料について、現役並みに所得があると言われる方、ひとり暮らしの場合は年収280万円以上、2人暮らし以上では年収346万円以上という方々、利用料は2割負担となっていますが、利用料については1割に戻し、安心して利用できる条件を確保しなければならないと考えております。

収入の少ない人の保険料負担割合を下げることについて、町長の見解を伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の介護保険料の所得段階と料率の見直しをということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

第6期計画における所得段階設定につきましては、介護保険法施行令に基づきまして標準の9つの段階を用いて保険料を設定しております。これに対しまして、他保険者の状況を見ますと、第9段階、現行においては年間合計所得が290万円以上をさらに細分化し、保険料の応能負担を定める内容となっております。

第7期計画の策定に当たりまして、保険料額算定の過程において低所得層の被保険者の負担軽減を図るため、これらの見直しについても当然のことではございますが検討を行ったところでご

ざいます。

しかしながら、当町では住民税非課税層である第1段階から第3段階に属する被保険者がちょうど50%の割合を占める一方で、第9段階に属する被保険者、いわゆる現役世代並みの所得者はわずか2%程度となる推計をしたところでございます。

このため、団塊の細分化及び住民税非課税層の保険料率の軽減を行ったといたしましても、当町の人口規模では十分なスケールメリットが得られず、結果的に保険料基準額が引き上げとなる結果となりました。

よって、第7期の計画におきましては、第6期に引き続き国が定める標準段階の9つの段階で保険料の算定を行うことといたしましたので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 所得段階の低い方々が多いということで、その方々に多くの保険料負担を求めるということではありますが、先ほど紹介しました所得段階別の平均の所得、年金の収入で比較をいたしますと、年金の収入割合に対して第4段階の方は保険料の負担率が11%ともなっております。私が試算をいたしましたのは、低額、すなわち月々2万円から3万円という費用には保険料を賦課しない前提で、それ以外の費用に負担割合を7%から8%を乗ずることによって、保険料の歳入1億7,000万円を超える収入、保険料を確保するという試算をすることができました。

もう一度、お聞きをいたしますが、収入の少ない人の負担の割合が今、第1段階、第2段階とも年金収入でいえば5%の後半から6%であります。そして、平均所得でいいますところの住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満、また300万円以上の第8、第9段階の人たちの場合、負担割合が平均所得に占める割合が第8段階は4.8%、第9段階は先ほども言いましたが2.17%というふうになっております。

やはり、もう少し収入の少ない方の負担の割合を下げることに努力をするのが高齢者の生活を支えることになるというふうに考えますが、改めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、私のほうから答弁した内容に尽きるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、担当課のほうではいろいろなケースを想定しながら算定をさせていただきました。細分化等も当然検討させていただいたということでございました。ところが、人口規模等によって、スケールメリットがなかなか働かないという結果で、今回第7期の介護保険料の15%、止む無く決断をさせていただいて、お諮りをしているというところでございます。ちょうど先ほど議員のほうからもございましたが、今朝の山陰中央新報のほうで報道がされまして、吉賀町、広域で保険といたしますか対応しておられるところがあるわけでございますので、19市

町村ということにはなりませんけど、御案内ございましたように、吉賀町の場合は現在5,300円のを6,100円、800円増加ということで約15%。この800円というのが県内では1番の上げ幅ということでございます。

ただ、これも先ほど答弁いたしました、全県下の平均を見てみますと、第7期の介護保険料の金額につきましては、県平均が6,300円弱という中であって、吉賀町が6,100円ということでありますので、かろうじて島根県内の平均のところはそれよりも低額になっておるといってございます。先ほど申し上げましたように、いろいろなところを想定をして計算した結果でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、いろいろ計算の内容も御紹介をさせていただいて、収入に対する保険率の問題、低所得者のところは5から6%、それから現役世代のところは2%程度というようなご紹介もございました。当然そこら辺りも検討させていただいたということでございます。

そういったスケールメリットが働かない中で、最良の保険料ということで今回6,100円、15%アップということで提案をさせていただいておりますが、それをもっても、通告にもありますように2,300万円ぐらい不足するというところで。議員の御提案では、そのうちの500万円については基金を取り崩して、残りの1,800万円を一般会計からということでございます。これも、国の指導助言等もございまして、なかなかそうはいかないところもあるわけでございますし、仮に単年度で500万円の基金を取り崩しをいたしますと、今年度末の基金の残高が2,500万円ということになりますと5カ年分しかない。ということですので、7期の3年間はどうかかなるんですが、8期の2年目にはその基金が枯渇するということになるわけでございますので、そういったところも踏まえて、第7期では基金はまず使わないということで対応させていただいた結果として、今回御提案をさせていただいております標準のところ6,100円ということになったところでございますので、そこら辺りにつきましては御理解を賜りたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 2つ目の質問のところとも重なってきますが、全国を探せば介護保険料の減免制度をつくっている自治体もあります。そして、先ほど町長の答弁にもありましたように、第1段階の人については、公費の投入をすることで、負担割合を下げているという事実がございまして。そうなりますと、今会計検査院が介護保険の検査をした中で、全国で11の自治体が一般会計から負担をし、やっているということも言われております。制度的に所得段階の低い人の中で生活が大変な人たちに対して、制度的に助ける仕組みについて、改めて検討することが大事ではないかと。公費の投入はできるわけでありまして、もう一度その点をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年9月の議会、私はちょうどその時期は不在でございましたが、会議録等見ますと、藤升議員のほうからも御指摘があったようでございます。それに対する答弁の中で、担当課長あるいは当時の中谷町長のほうからも申し上げておりますが、国は保険料全額免除は不適當、資産状況等は把握しない一律減免は不適當、一般財源の繰り入れは不適當、これがいわゆる3原則、指導助言になるわけでございますが、そうした中であって今御紹介ありました会計検査院の報告で11の自治体がというようなこともあるようでございます。

こちら辺はしっかり今から担当課含めて勉強もさせていただいて、当然3年後にはまた第8期の計画の策定が待ち受けているわけでございますので、それに向けてしっかりそういった状況も勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） しっかりとやっていただきたいというふうに考えております。

これで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前9時52分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 5番、中田元でございます。本日は2問通告しております。

1問目は、ふるさと納税で活性化をと、2問目に家族介護者支援事業の見直しについてを通告しております。

第1問目の、ふるさと納税で活性化をとということを質問させていただきます。

総務省まとめによると、2017年の中国5県は転出者数が転入者を上回る転出超過となっております。中国5県全107市町村の81市町村75.7%が転出超過、26市町村24.3%が転入超過となっております。

県別では、転出は山口県が4,093人、広島、岡山、島根県は1,528人の転出、鳥取県と続いております。

市町村別では、呉市が転出が最大、転入では広島市が582人など、県庁所在地の中核都市とその近郊であります。

我が吉賀町や知夫村の過疎地域が転入超過26市町村に含まれておりました。しかも、我が吉賀町は14番目の30人増であります。

明治大学の小田切教授は、若者たちが離島や中山間地に向かう田園回帰が続いている、魅力ある地域づくりを官民で継続することが転入超過につながるとコメントしておられました。

このようなすばらしいことは、前中谷町長ほか町当局が継続して子育て支援策などを行い、原因はいくつもあるかと考えます。

今後、第2次吉賀町まちづくり計画の中で町長は具体的にどのような施策を行われるのでしょうか。私は平成26年定例会において、役場庁舎対岸の町有地に公園の設置を提案いたしました。理由は、町内にいくつかの公園がありますが、市街地から離れていて、高齢者の方や子どもを連れての気軽に行かれない、憩いの場がない、公園があれば高齢者の方々の閉じこもりの防止にも効果があるのではないかと考えます。また、吉賀町の玄関でもあり、荒れ果てた風景は似合わないと考えます。管理も大変と思います。

当時、前町長は、全町民の公園となると駐車場も必要になり手狭だが、公民館・中学校単位の歩いて行って立ち寄れるもの、そしてヘリポートの近くなので災害時やふるさと創生を絡めて何か財源があればつくればよいと言われました。県と相談したが、なかなかよいものがないとの答えでございました。

そこで、最近の報道によりますと、中国地方で1件を含む24の市町村が不特定多数の方から小口資金を集めて財源確保を行い事業をする。これはクラウドファンディングと呼ばれております。最初は、鳥取県の琴浦町が公園の梅復活を呼びかけて300万円を集めたのが最初のことです。

中国5県では14年度3事業、15年度2事業、16年度23事業を実施したとのことでございます。17年度は北広島市で神楽映像のデジタル化や笠岡市ではカブトガニ保護など24事業に上るとのことでございます。

自治体がこのことは、ガバメントクラウドファンディングと呼ばれるそうでございます。この事業はふるさと納税と同じで、住民税の一部控除などもあります。ふるさと納税が返礼品でなく使い道をアピールする流れになってきたと総務省が言っているとのことでございます。インターネットを通じて募集するため財源の確保にもなりますし、吉賀町のPRにもなります。最初に言いましたように、人口の増加も見込まれるのではないかと考えます。

ガバメントクラウドファンディングに挑戦し、先ほど申しましたように、庁舎の前、対岸でございますが、この制度を使って公園をつくってみたいのではないかと思います、町長のお考えを伺います。

なお、広島県の神石郡神石高原町ですか、広島県は犬の殺処分が全国で一番多かったというよう

なことから、NPOが犬の殺処分の施設をつくるということで14億円というような大きなこのクラウドファンディングで資金を集めてやっておるといような新聞報道もされております。ぜひともこの制度を使って公園の整備ということを考えていただけたらと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の1点目でございます、ふるさと納税で活性化をとということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

子どもや高齢者を初め、地域の方々の憩いと集いの場として、また景観の改善のために役場本庁舎対岸の町有地を公園として整備し、その財源調達の方法としてガバメントクラウドファンディングの手法を活用してはどうかという御提案ですが、前段の公園整備につきましては、利用案が現段階では見出せず、結果として現状のままとなっている状況でございます。

ただ、とりわけ以前から御提案があります児童公園等につきましては、やはりその公園の趣旨等から言いましても1つのところに束ねるのではなくて、やはりある程度地域に分散をして、子育てがしやすいような環境で整備をするのが得策ではないかというふうに私は今、考えているところでございます。

それから、後段のところ御提案等もありましたガバメントクラウドファンディングの活用につきましては、現段階では具体の検討は行っておりませんので、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

ここで、少し御紹介もございましたが、ガバメントクラウドファンディングにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

この手法は、自治体が抱える課題に対し、寄附金の使い道を具体的に提示した上で事業資金を募る手法で、熊本の地震における復興支援金、それから先ほど御紹介がございましたが、広島県の神石高原町の犬の殺処分防止支援の取り組みなどが成功事例として紹介がされているところでございます。また、これらの事業はふるさと応援寄附金の返礼品ありきでなく、全国から共感を得て必要な事業資金を集められたと聞いているところでございます。

ガバメントクラウドファンディングの成功の鍵は、その事業が特別な意義と価値を持ち、共感を得られることができるかどうか大きなポイントになると考えております。

そういった意味で、吉賀町に御縁のある方等の枠を超えて幅広く共感や共鳴をしていただくことが重要であり、ただ単に寄附金の使い道を具体的に提示するだけでは目的の達成には届きにくいのではないかと考えているところでございます。

さらに、全国の自治体では生活環境対策や児童・高齢者福祉対策、そして子育て支援など同様の課題を抱えており、共感や共鳴を集めるための課題自体の差別化が難しい面もあろうかと思

ます。

また、寄附金は交付税や町税といった経常的に見込まれる財源ではなく、変動のある臨時的な財源であります。既に決まっている事業に対しての追加的な財源として寄附金を募ることはあり得るかもしれませんが、行政として寄附金があれば事業は行わないという選択は慎重に対処していかなければならないというふうに考えております。

なお、今回、御提案をいただきましたガバメントクラウドファンディングの手法につきましては、新たな財源を見出すという観点からは大変興味深いものでもございますし、検討に値するものであるというふうに考えておりますので、特に財政担当を含めて関係する課のところでこれから協議を始めてみたいということをお願い添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長のほうから言われましたように、共感がなければこの事業というのは成り立たないということでございます。これは私も承知するところでございますけれども、今まで前中谷町長の折には、なかなかふるさと納税というものがあまり前向きではなかったような気がしております。今度、新体制になって岩本町長がこのようなふるさと納税、あるいはこのクラウドファンディングというようなものに積極的にかかわりながら、くどいようですが、このインターネット等で募集するということになれば吉賀町のPRにもなりますし、また自分たちが出した寄附で何かができる場合に、また吉賀町へ行ってみようではないかというような事態が発生することが予測されます。

最初に申しましたように、転出を転入が上回ったというようなことから、このような傾向がぜひとも続くような施策をとっていただきたいというふうに考え、この提案をさせていただきましたので、ぜひ検討していただきたいと考えます。

1問目は終わります。

続いて、第2問目でございますが、介護者支援事業の見直しについてということでございます。若干、この介護事業につきましては、制度がわからないと何を言うのかわかりませんので、この事業の制度そのものをちょっと読み上げてみたいと思っております。

吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例であります。目的、に町内に住む要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援または家族介護支援サービスを提供する事業、高齢者介護予防地域支え合い事業を実施することにより、これらのものの自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者等に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とするとあります。

項目としては、この中に13の事業があります。その中の家族介護者支援事業についてお伺いします。

この事業に対しましては、利用対象者は在宅において3カ月以上常時介護している家族とあります。要介護4または5の要介護認定を受けている者、2として町民税非課税の者、3、ほかに介護手当に類する公的手当を受給していない者とあります。この支援のサービス内容といたしまして3つありまして、介護用品券購入助成が月額5,000円に該当月から年度末までの月数を乗じた額として介護用品券を交付するとあります。

その2番目といたしまして、介護慰労金支給、これは2種類ありまして、介護保険サービスを過去1年間に利用のある者については月額1万円を該当月から年度末までの6月、9月、12月、3月にそれぞれの支給月までの分を支給するとあります。

この介護慰労金の2番目でございますが、介護保険サービスを過去1年間に利用のない者については月額2万円を該当月から年度末までの6月、9月、12月、3月にそれぞれ支給月までの分を支給するというふうであり、介護者支援の期間は支援要件に該当する事由が生じた日の属する月の翌月から支援対象とするとあります。

この2番目の件でございますが、現実的に介護慰労金支給の2万円と受け取ることは不可能に近い内容と思われまます。なぜなら、介護度4、あるいは5の方が、この条例でいきますと、15カ月間もサービスを一度も利用しないということはないと思われまます。この事業を利用される可能性のある方は町内で2人か3人かと思われまます。

私は、在宅でこの介護4、5の方を介護される方の苦労を考えまますと、全く介護保険を使わないと2万円が出んというようなことでは、ちょっとこの事業そのものが浮かばれないと考えまますので、月に1週間のショートステイの利用、あるいはデイサービスの数回の利用を認めてあげるべきではないかと考えまます、いかがでしょうか。

これは追加でございますけど、この制度があるのは島根県では浜田市・雲南市・奥出雲町・飯南町、それから吉賀町の5つの市町村とのことでございます。子育て支援事業も、大変県下でも、全国でも有名でございますけれども、高齢者の支援も必要だと考えまます。この今、5市町村を言いましたけれども、4市町村に全部電話をかけてお伺いしようかと思いましたが、時間的に間に合いませんでしたが、浜田市のほうもこの制度を電話でお聞きしましたところ、この2番目の、給付金の制度はあるんだけど使えないというようなことを言っておられました。ぜひとも今、申しましたように、子ども支援も大事でございますけれども、ぜひともこの制度があるのを活用しない手はないと思ひます。対象者というのも限られたことではございますけど、ぜひこの制度が日の目を見るように、また介護者が役に立っていただけるような慰労金としてできるように考えていただけたらと思ひます。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、2点目の質問でございまして、家族介護者支援事業の見直しについて、お答えをしたいと思います。

平成12年から始まった介護保険制度は、当時深刻な社会問題となっていた高齢者に対する家族の介護負担を社会全体で支える仕組みへ転換を図る目的で導入されたものでございます。その後、約18年が経過した現在におきましては、さまざまなサービス等が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みが整いつつあります。

家族介護者支援事業は吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の一つであり、合併前に旧六日市町が家族介護者に対し支給しておりました介護手当をもとにしており、旧柿木村を初め県下的にも廃止する自治体が多い中、吉賀町は合併時にその形を変えて議員がただいま述べられました基準で一般財源を活用し、町の単独事業として継続してきた制度でございます。

合併後12年以上が経過する中、要介護4、あるいは5といった重度の要介護者を家族で介護する方は減少傾向にあり、介護慰労金の受給対象者も極少数となっております。このことは介護保険制度が町内全般に普及し、介護保険制度導入目的である介護の社会化が図られてきているものと評価をしているところでございます。

一方で介護度が重度化しても住み慣れた自宅での生活を希望する要介護者や、その希望をかなえてあげたいという願いを持っておられる家族等のニーズに応え、必要な支援を行うことは、町としても地域包括ケアシステムの深化、あるいは推進を図るためには重要なことでございます。家族介護者支援事業を含む吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業について事業開始後12年以上が経過する中で、その内容について改めて評価・検証する必要があるのではないかと考えているところでございます。

そのためにほかの自治体等の事業実施状況や、今後、町で実施予定の日常生活圏域ニーズ調査の結果等を参考にして検証を行い、必要が生じれば介護保険制度では対応できない狭間の支援ができるように事業内容の見直しを検討してまいりたいと考えております。

したがって、議員が最後のところでお話ございました現行制度の拡大運用、一つの例として、月に1週間のショートステイの利用とか、デイサービスの数回の利用は認めてあげるべきではないかという御提案でございました。

さらには、吉賀町を含む県内の5つの自治体の実例もございました。こういったところにつきまして検証をさせていただくということはもちろんでございまして、今後の見直しも検討の中で一つの方法として参考にぜひともさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ありがとうございます。

今、町長が言われましたように、町のいろんな制度の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるという言葉があちこちに出てきますけれども、ぜひとも家庭での介護ということは大変でございます。要支援でも大変でございますけれども、特にこの介護度4、5というような方をお家で介護するということは並大抵のことではないと思いますので、ぜひ見直しを行うということで、なくするという意味ではなく、ぜひとも前向きに、何十人もおられるわけではございませんけれども、一人でも二人でも家庭で見えあげられるような、吉賀町であれば、また私がこうして一般質問でもすると、ああ、吉賀町はこういうふうな制度もあって、今からよくなるんだなというようなことを見ていただいて、子どものこともよし、それからお年寄りの方も老人の方も、吉賀町は大事にしているんだなというようなことがわかるような発信になればいいかなというふうに思います。前向きにこの制度、まだまだ介護保険制度にはこういうふうなところを見直していけばいろいろあるかと思いますが、今回の一般質問では家族介護者支援事業という一つに限って言いましたけど、またいろいろと御提案をさせていただけたらと思いますので、ぜひ御検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） 続いて、3番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。
9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、私も2点、通告してございますので、1番と2番は重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

30年の当初予算、ことしの当初予算ということでお尋ねなんです、歳入の町税が前年対比1,726万4,000円、これがプラス3.2%増となっているんですが、これ、予算書を見ますとわかりましたけども、固定資産税が主ということであると思います。

そこで、他方、今年度は何を重視してこの予算が将来につながる事業であるかということと、町長の施政方針に基づきまして、その予算措置、規模ですね、そういうものが自分なりに、町長なりに、これが当然適正であるということで組んだんだらうと思いますけども、もうちょっとこう、思い切った先行投資であるような、言えるような、これがわしの自慢だよというようなことがあって、アドバンテージと言えるような予算ですね、そういう計画はどの部分であろうかということをお尋ねをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは河村由美子議員、1点目の、30年当初予算についてということで、まずお答えさせていただきたいと思います。

まず、町税についてでございます。現在、上程をしております平成30年度吉賀町一般会計当初予算にありますように、前年度予算額5億4,792万6,000円に対しまして来年度当初予算におきましては5億6,522万6,000円を計上しております、通告にもありますように1,726万4,000円、率にいたしまして3.15%の増となっております。この税収の伸びにつきましては既に予算書等で御確認をいただいているかと思いますが、住民税個人分が388万9,000円と固定資産税につきまして1,341万2,000円がその主たる要素でございます。住民税個人分につきましては、昨年の課税状況をもとに計算しておりますが、給与所得の伸びによるものと考えております。

また、固定資産税につきましては、昨年の調定額から算定しておるわけでございますが、平成28年度に町内の企業の工場の新設、あるいは設備投資、こういったことで課税標準額の伸びが原因ではなかろうかというふうに分析をしているところでございます。

次に、後段の質問であります。来年度の施策につきましてお答えをしたいと思います。

まず、来年度当初予算の編成に際して何に重きを置いたかということについてでございます。昨年12月の定例会で所信表明をいたしました、そのことについて再度、触れさせていただきたいと思っております。

私はこの中で、継続性を意識しながらも積極果敢に行政執行に邁進していくということで、その道筋をまちづくりの基本姿勢ということでお示しをさせていただいたところでございます。

また、当町を初め中山間地域に位置する小規模自治体を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しているわけございまして、行政執行に当たっては地方分権の流れの中にあって、自立した地方行政の運営が強く求められているということを申し上げたところでございます。

そのためには何といたっても財政基盤の安定が必須条件であります。合併後、これまで財政指標は非常に大きく改善をされてきました。しかし、普通交付税の合併算定がえによりまして、優遇措置も平成32年度で終了いたしまして、翌33年度からは本来の一本算定に戻ることとなります。本町も間もなくその時期に直面をするということになるわけでございます。

先般の議会の全員協議会におきましても、皆さんに御説明をいたしましたとおり、これからの数年がまさに正念場になるわけでございます。今まで以上に財政健全化に向けた取り組みを緩めることなく、引き続きその歩みを進めてまいりたいと思っております。そのことなくして所信表明でも触れましたが、私の目指すべきところのまちづくりの基本姿勢、この実現はあり得ないというふうに考えているところでございます。

改めて申し上げますが、財政基盤の安定ということにまずは重きを置かせていただいたということでございます。

次に、未来につながる事業とその予算規模、また思い切った先行投資とアドバンテージがある

と言える計画や事業、このことについてであります。これらのことについての具体的事業につきましては、2つ目の御質問の中でお答えをしようかなということでも今、準備をしているところでございます。ここでは全体的なことにつきましてお話をさせていただきたいと思っております。

来年度事業につきましては、向こう4年間の町政運営の基本的な考え方として申し上げました昨年の所信表明、それから今回の3月定例会冒頭で申し上げました施政方針に基づいて組み立てを行ったところでございます。もちろん、現在あります本町の最上位計画の第2次の吉賀町まちづくり計画、これに依拠したということは言うまでもありません。したがって、来年度実施する予定の全ての事業はこの町の将来、あるいは未来につながるものでありまして、そのことを実現するために必要財源を工面しながら総額で9億1,400万円の予算規模の予算編成をさせていただいたところでございます。

思い切った先行投資とアドバンテージについてであります。多額の財源を投じて行うということは、投資的経費として、ある意味、即刻その効果を生み出すことも期待をされます。

しかし、その事業が有効に作用して継続可能かと言えば、全てが当てはまるわけではありません。地域内における経済の好循環という側面からすれば、先行投資は当然必要と考えます。

一方、多額の予算を伴わないで地域を活性化させる施策の展開も多いに期待されるところであります。例えば、関係者が集うプラットフォーム的な組織化による横断的施策の展開など、それからゼロベース予算による取り組み、こういったことから多くの成果が上げられるというふうに私は考えております。

したがって、私は投資の多い、少ないというよりも、前例踏襲に捉われない施策を徐々にではありますけど、そのことを展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、施策の組み立ての段階におきましては、当然行政だけではなく農林業・商工業、あるいは住民団体などあらゆる方々と意見調整に留意をしていけば、真に必要なとされる事業が生まれてくるものと信じております。

そのような事業を展開すれば、おのずとほかに秀でた優位性、あるいは議員言われますアドバンテージ、こういったことも必ずや出てくるものであろうというふうに考えております。まず、このことを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 交付税のほうも算定がえがありまして非常に歳入のほうは厳しい中で、当然ながら財政基盤の安定ということはもちろんでございますが、なかなか事業を有効に作用することは前提なわけなんですけども、なかなかそうは言いましても、先ほど町長、答弁にありましたが、前例踏襲ではないという予算、事業展開をしたいという考えを述べられましたけども、なかなか厳しい中でこの施政方針をずっと見ますと、個々の予算あたりにつきまして質問

をしたいと思うんですけども、前年対比で言いますと6.11%減の64億1,000万円ぐらいですよね、当初予算、一般会計が。その中で吉賀町の地方創生事業というのが7億6,200万円相当組んであるわけですが、これが11%を占めていると。

この事業は総合戦略推進事業というものは、実行次第では町の安定性であったりとか人口増加であったりとか、本当に実行性次第では将来に発展性のある予算だというふうに託せる予算であるというふうに考えたいと私も思いますけれども、その中で、個別の予算を当初予算で言いますと、商工費の都市農村交流事業費の彫刻の道の拡充事業、全体の0.7%ではありますけれども4,553万3,000円となっております、これは有利な起債とは言いましても特例債を充当することとなっておりますが、これはもちろん、今2年ぐらいいってると思うんですけど、むしろ8年間ぐらいは今後も彫刻の道整備をしていくという計画のようではありますけれども、問題は、もう既に何億円かかかっておりますけれども、そのことによりまして交流人口、あるいはゆ・ら・らの入れ込み入湯人口、そういうものが増加につながってきたのかなど、実績はどうなっているかということも問題なんですけども、それと同時に、町民が等しくそのことをよしとしておられるかどうか。全ての事業をやるのが、町民が納得するということはないと思うんですけども、やはり納得はしないけども理解はするよというのも見解が違うかもしれませんけども、そういった辺で今後もあり方を、石像をどんどんそこへ1カ所ではないという、前首長もそういうふうに言っておられましたけども、その辺のところの計画は果たしてどうなのかなということを思います。

それと、商工費の振興総務費の4,267万6,000円のこの中には商工会の補助金とか商品券の費用等が入っているとは思いますが、個別に申し上げれば、去年は1人が2万円という、65歳以上の方が先行してプレミアム商品券を求めやすくするというので、2カ月ぐらい措置をとって、後に一般の人が2万円ということで、このことが利潤と言えはおかしいんですが、特典から言えば20%オンするわけですから、非常に利率は大きいわけなんですけれど、1人当たりの枠が非常に少ないということでいろいろ問題がありまして、とうとうその商品券も売れ残って、最終的には完売でしたが、かなり途中まで半分ぐらしかいってないような経緯があります。

このことはお隣の津和野町のことを引き合いに毎たび出して申しわけないんですけども、もう3倍、3倍を町が持ち出しをしないと。ここが600万円ですから1,800万円ですね。したがって、600万円の売り上げが3,000万円ということになれば、3倍ですから大げさに言っても1億円の商店街の影響があると、購買影響が、売り上げ影響があるというようなこともあります、この一人枠の問題は町のほうで設定するわけではないかと思しますので、これは裁量権というのは商工会だと思いますから、また商工会でこのことは相談してみたいなというふうには思います。

それと、商工費は農林振興とは違いまして、補助支援の格差が非常に大きいと思います。それ

で、商工業というのは商店街・零細中小商店街ですね、経営基盤が非常に脆弱であるということ、商店は人口減少と購買力のある高齢者の買い物の弱者という交通不便対策はないということで、なかなか商店街の売り上げのほうも厳しいということがあります。

そうした中で、この当初予算とその計画の中でも、交通弱者については町長が交通体制ということを考えるということの中で、30年当初予算に計画しましたということがあって、予算のほうにも400万円なにかがしがでておりますけども、これは主にコンサルティングに支払う予算ではないかと思っておりますけども、やはり現実には、お年寄りなかなかちょっと買い物に行きたい、病院に通院したいというのがなかなかできないということは、しかも高齢者比率が高い町でありますので、このことが時間をかけてものをやりやあいいというものではないんですよ。そうすると、ある意味、完璧なものができなくても庁議のほうでもいろいろ担当課のほうでは早いことで、そういう救済のほうができるというふうな話も聞きましたけど、完璧なそのコンサルも議会のほうからもコンサルでも雇ってということもあったわけですから、それでよしとしても、高齢化率が高いところでは、もう85ちゅうことになると、なかなか購買意欲も少なくなるような年代になってますし、このことは急いで、完璧なものではできなくても見切り発車でもするべきだというふうに私は思います。これ、まあ予算と関係なくして事業計画を立てるべきというふうに思っております。

そういったことで、いろいろとあるわけなんですけども、そうした中でこの一般会計が1,700万円、そのうち固定資産税が1,300万円いくら上がってふえて、それは地域の、地元の、企業さんの設備投資とか多かったんだということでもいい傾向だとは思いますが、町長も新聞見られたと思っておりますけども、雲南市のことが出ておまして、18年度から産業振興とか雇用増大を図るということで、経済産業省が6月の施行に向けて創設を目指す生産性向上特別処置法というのできるそうなんですけども、どこも過疎地でございますので、大いに家ができたり設備投資をしてその1,300万円上がるということについてはいいことだとは思いますが、反面、そういうことを雲南市は3年間は固定資産税の免除をするというようなことが新聞にこの前出ておりましたけれども、そうすると企業のほうも、なかなか大都会の大手は別として、厳しい状況にあるわけですから、個人の商店街さんもこの中にも例えば30万円の冷蔵庫をかうても固定の償却資産でちゅうようなものが出てくるわけですから、その辺を免除するとかいろいろ出ておりましたけれども、何も収入というのも町民から企業からどんどん取ればいいちゅうことも考えものだと思いますし、そして企業が入りやすくやりやすく、商店街も運営しやすい、先ほどの11番議員のその質問にもありましたように、町にもちゃんとした条例もできておってもそれがなかなか機能していないというようなこともあるわけですので、そういうこともよそに先駆けて吉賀町も企業にも運営にも商店街にも優しいんだよというような策も講じていくべきだというふうに思いま

すが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、幾らか御質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、予算の中の彫刻の道のお話がありました。

言われるとおり、数年かけて今整備をしております、今、外構の工事をしているというところでございます。当然、この公園を利用して交流人口とか、今で言う関係人口、こういった拡大に向けて実績を上げていかなければならないというふうに思っております。当然、町民の皆様からいただいた税金で施策を展開していくわけでございますので、皆さんにしっかり御納得がいくような、そしてその公園自体が住民の皆さんに使用していただく、愛着を持っていただけるようなそういったものに仕上げしていく必要があるかと思っております。身近な公園にぜひしたいというふうに思っております。今あるところにも幾らかまだ作品は並べられると思っておりますけど、例えば柿木の地域に並べる、それから前々から澄川先生ともお話をさせていただいていますが、彫刻をいわゆるその作品を仕上げる工程を、作者の方が吉賀町に出向いて石を、例えば石の彫刻であれば、石を原石から作品を仕上げていくものをお子さんに見ていただく。そして情操教育にも役立てていく、こういったものを彫刻界ではシンポジウムというふうに言っておられるんですけど、そういったこともぜひやっていく必要があるかなというふうに思っております。

それから、商工会のプレミアム商品券のお話がありました。

当然、これでしっかり消費を喚起をしていただいて、町内でしっかり経済が循環するようなものに仕上げなければなりません。まだまだ制度的に不十分なところもあるのかもわかりませんが、実施をされる団体もあるわけでございますので、担当課としっかりこれからも協議を重ねて有意義な制度設計をしていきたいというふうに思っております。

それから、商店街の活性化の話もありました。

それから、交通対策のお話がありました。

全協のときにもお話をしたと思っておりますけど、原課のほうからはもう1年で仕上げるという計画を、私のほうで幾らかブレーキをかけて、時間をかけてということで申し上げております。30年度はまずニーズ調査をしっかりさせていただいて、31、32年度で制度設計をして、できれば33年度当初からというふうに思っておりますけど、当然、日々に高齢化率が上がってくる、高齢者の方がふえてくるということで、交通弱者がふえてくるわけでございますので、ニーズ調査をした上で少しでも早い段階で移行ができればそのように心がけていきたいというふうに思っております。

それから、これも全協のときで申し上げたと思っておりますが、ただ単に交通体系の域内交通の改善

は人の流れだけでなくして、ひょっとしたら貨客混載、人と物を運ぶ、これもひょっとしたらできるかもわかりませんので、そういったところもしっかり可能性を追求していきたいなというふうに思っております。

それから、最後のところであった、雲南市の事例がございます。

先日、私もちょっと活字を目にしたところがございますけど、今回ああして当初予算で税収が上がったというところで、非常に民間の方、住民の方にはお世話になっているところでございますので、免税とか減税の話がございましたが、これはまた新しい施策の展開といいますか、税収のところをしっかりと見きわめた上で、そこら辺が実際、今吉賀町の予算規模で可能なものかどうか、ここをまずやっぱり検証していく必要があるかなと思っております。

○議長（安永 友行君） ここで、けさほどおつなぎしましたが、放送が入る可能性があるので5分強休憩します。

午前10時56分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を開始します。

9番、河村由美子議員の質問を続行します。

○議員（9番 河村由美子君） お答えをいただきましたけれども、特化していえば彫刻の道事業ということは、愛着を感じていただく、情操教育につなげていくということは基本的に大変いいことだと思いますけれども、費用対効果ということも考えて。今差し当たってその必要性があるかないかということも、それだったら交通体制のほうを早くしてくださいという、いろいろな言い分が住民にはありますので、優先順位と費用対効果を念頭に置きまして、予算執行していただきたいなというふうに思います。

商工会の件ですけれども、先ほど11番議員が言われたように、29年度の9月29日にできた条例ですが、実のある実行計画を立てて、現状に即したものを検討していくと、支援策を講じていくと、先ほどの答弁がありましたけれども、実施可能なかどうかというところで、即実施できることもあるわけです。町の役割というところに、工事の発注、部品、役務の調達等に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適切な執行に当たるということで、町内に事務所を有することを願うということも書いてあります。

私もこのことは何回も申し上げて参りましたが、当然工事の業種とか規模によって町内業者では、土建屋さんではできないということも起きるかと思います。ジョイントベンチャーを組むとかいろいろな方策で、地元へ仕事を落として地元で経済効果を循環させるということを第一優先として、鉄則として守っていただきたいというふうに思います。

そして、物品購入につきまして、参加するのが悪いと言われればそれまでかもしれませんが、最低制限、小さなものまでは難しいかもしれませんが、ウン十万、ウン百万とするようなものにつきましては、競り下げ方式ではなく、最低制限を設けていただきたいということは、私の希望というより、町民の全商店街の希望でございますので、ぜひとも実施をしていただきたいと。その答弁は絶対にいただきたいと思います、する気がないのか、できんのかということ。

今年度の予算を見ますと、土木費のほうで6億7,000万円ぐらいで、津和野町が12億何がしと出ておりましたが、事業内容とかが全然違うわけですから、我々は金額云々で倍だなという言い方をして申しわけないですけれども。3月2日に国交省が、防災とか地域の安全とかの用地の取得が難しいということで、今度は国交省が強制的に取得をして、公共用事業用地で使うとか、土地収用を迅速化するために、地方自治体むけに、国のほうではあったようでございますが、対象事業を具体的に示して、制度の活用を促すことで、公共事業のスピードアップにつなげたりするのが狙いございまして。ここらあたりでも住民の生命を守るために、治山であったり、砂防であったりという堰堤をつくりたいといっても、なかなか踏み込んで用地買収どころではなく、測量設計もできないという実態があるわけです。民地のこともいろいろあるわけでしょうが、そうしたことが今年あるようでございます。通知が来ましたら、そういうことを活用して、津和野のほうも災害復旧は100%近く済んだようでございます。やはり何といても外貨を稼ぐのは公共事業でございますので、その辺のところも活用しながら。何もかにも予算をつけてやりなさい、この予算はだめですよ、というのは難しいかとは思いますが、

新体制になりましてから、行政マンだった人が首長ということもあるんですけども、住民が大変期待をしているわけございまして、その辺で少しは岩本カラーが出るような施策を展開していただきたいなということで一番目を終わりますが、町長、先ほど言った基本条例に基づいて、最低制限を設けるのか、設けないのかということをお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 住民の皆さんの御期待に沿えるように、しっかりとまずは頑張っていきたいということを申し上げておきたいと思っております。

費用対効果のお話がありました。これは当然のことございまして、海士町の町長さんが御勇退をされるということが新聞で大きく出ておりました。この前のコメントでも補助金を消化する行政ではなくて、今からは稼ぐ行政をやらんとだめだということをおっしゃってあります。私も同感でございます。費用対効果も含めて、しっかりその辺を見きわめて行っていきたいと思っております。

それから、中小企業あるいは商店街の支援組織、先ほど11番議員の一般質問の中でもございましたが、まずは人材確保をするということ、従業員の確保、ここがやっぱり必要だろうと思

ますので、そこへ向けて早期の立ち上げをさせていただきたいということでございます。

それから、公共事業の早期発注は当然のこと、物品の納入につきましても、予算がつけば直ちに納入手続はとっていききたいと思います。その上でのお話でございますが、最低制限価格のお話は前々からあるわけでございますけれど、当然競争原理が働きますので、入札、見積もり等をすれば、おのずと下がってくるということはあるわけです。そういった中においても、町内の業者さん等でもうけがないと成り立たないということでございます。そこら辺は自動車の車検とか購入もそうだと思いますが、商工会等ともそういったお話を今までもさせていただいておりますので、引き続き協議をさせていただきたいと思っております。この場で最低制限価格を設けるかどうかということにつきましては、まずは言及をすることは避けたいと思っております。

それから、土木費の件で、お隣の津和野町さんとの比較の中で、当町が半分程度だというお話もございました。自治体の規模が違ったり、災害復旧等の状況もありましたので、一概には言えないかと思っておりますが、財政状況を見ながら、普通建設事業が少しでも予算確保ができるように、しっかり頑張っていきたいと思っております。

後半にありました所有者不明地のお話だと思いますが、全国で410万ヘクタールあるということで、おおむね九州と同じぐらいの面積だということです。そうした状況でありますので、公共事業等が遅々として進まないという状況がございます。国のほうでは、利用権の設定を10年間に限ってやろうということで、山もそうですが、道路、そういった公共事業が進捗できるようにという工夫をしておられます。しっかりそういったところの制度を見きわめて、これからも公共事業の発注等を行ってまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、2番目の質問に移ります。

総合戦略についてということですが、財政健全化との両立課題があるということはもちろんです。総合戦略の推進、事業予算7億6,265万円という予算は、一般会計の約11%を占めておるわけです。

これは、目標を立てて今年度で4年目です。3年間の過去の検証に基づいて、実行した、実行しない、これは課題があるとかいろんなシートができてはおりますけれども、問題は、そのことによって町民のなりわいが確保して拡大されたのかどうかということが、私は非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。この中には枠がありまして、結婚、出産、子育て、人口増加、地場産業の振興戦略としてあるわけですが、この4年目を迎えた中で、特に吉賀町として、この分野に特化するということがありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の総合戦略についてということで、お答えをさせてい

ただきたいと思います。

先ほどの質問でも申し上げたわけですが、これからの数年は地方交付税の合併算定替のメリットがなくなっていくということに加えて、一方では、公債費がピークを迎えるというわけですが、大変厳しい財政運営を強いられることとなります。

しかし、そのような状況下におきましても、平成27年度に策定いたしました総合戦略を着実に実行していかなければならないわけですが、

特に、来年度は計画期間5年の後半を迎えるということでございますので、結果が求められる時期となるということをご認識しているところでございます。

さて、議員からもお話がございましたが、来年度一般会計当初予算総額64億1,000万円のうち、総合戦略の施策に7億6,000万円余、率にいたしまして、約11.9%を計上させていただいております。

ちなみに、平成29年度の当初予算の状況を申し上げますと、一般会計予算総額が68億2,000万円余でございます。そのうち、総合戦略の施策に9億300万円、率にいたしまして13.2%でございます。予算規模は、今年度当初予算と比較をして、4億円程度縮小したという中であって、どうか10%以上の総合戦略の枠を確保することができたという状況でございます。

そして、基本目標の御紹介も今議員のほうからあったわけですが、施政方針でも申し上げましたように、総合戦略につきましては4つの区分で整理をさせていただいております。予算措置をしております事業は、いずれも並行して重点的に展開していくものでありますので、特に優先順位はつけていないということは御理解を賜りたいと思います。

そして、今回の通告にあります、特化する事業ということでございますが、私は特徴的な事業ということで、幾らかお話をさせていただきたいと思います。

まず、「安心して働けるしごとをつくる」事業についてであります。これにつきましては、総額で7,700万円予算計上しているところでございます。

この中で特徴的な事業といたしましては、吉賀町の地域資源を活用したブランド化の推進事業が挙げられるというふうに思っております。本町では、有機農業を初め、農産物、加工品、観光など各分野のブランド化に向けた取り組みは行っているわけですが、町全体として統一感がないというのは、否めない事実であろうというふうに思っております。

そこで、来年度から3年間かけまして、国の交付金を使って、施政方針でも述べておりますが、統一感のある吉賀町ブランドの構築に向けて、ぜひとも取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」事業についてでございます。総額で約1億

4,400万円計上しておるわけでございます。

この中で特徴的な事業といたしましては、やはり子育て支援策、これに尽きるのではないかと思っております。町の将来を託す子どもたちの健やかな成長を促進するために、平成27年度から本格実施をさせていただいております。学校給食費、保育料を初めとした利用料、あるいは高校生までの医療費の無償化、こういったことにつきましては、少子化対策の3本の矢として継続して実施をさせていただく。当然、そのために必要な財源はしっかり確保させていただくということでございます。

次に、「新しい人の流れをつくる」事業についてでございます。これにつきましては、総額で1億3,400万円計上しておるところでございます。

この中で、特徴的な事業といたしましては、移住・定住対策が挙げられます。とりわけ、ニーズを反映をして、制度改正等を行う予定のものがございますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、平成25年度に制度化いたしました子育て世代住宅取得資金利子補給金であります。最近、子育て世代における需要が非常に高いということから、この事業につきましては、29年度末までの運用としておった制度でございますが、人口ビジョンにあります目標をぜひとも達成をしたいという思いの中で、この対象をとりあえず総合戦略に合わせて2年間延長、平成31年度まで延長することといたしました。

2つ目は、28年度に要綱を制定をしまして制度化しております、民間賃貸住宅の建設の補助金でございますが、この制度につきましても、現行の制度は申請回数が1回限りということで運用させていただきました。ところが、民間あるいは、お聞きをしますとまだまだというお話も聞こえてくるわけでございますので、来年度から回数の制限を撤廃、廃止をさせていただいて、複数回の申請を可能にしようという制度改正を準備しているところでございます。

こうした制度を有効活用させていただいて、住宅不足の解消に向けて努力をしていきたいということでございます。

最後に、「協働と連携により住みよいまちをつくる」事業についてでございます。総額で約4億700万円を計上しております。

この中で特徴的な事業といたしましては、地域やスポーツを通じた交流人口の拡大対策が挙げられます。真田グラウンドにつきましては、よしかみらいということでリニューアルしたわけでございますが、夜間照明施設の早期の整備を図って、交流拠点としてより一層の充実を図っていかねばならないというふうに考えておりますし。間もなくオープン予定であります大野原運動公園のグラウンドゴルフ場、これにつきましても、よしかみらいと同様に地域振興の貢献度を高めていただく、こういった施設にぜひともなっていたいただきたいということでございます。

以上、総合戦略の4つの区分に応じて、幾らか私の思いの特徴的な事業ということで紹介をさせていただきました。これ以外にも、先ほどの質問の中でもお答えをさせていただきましたが、ゼロベース予算であったり、予算の規模は非常に小さいけれど大きな効果が出てくるのではないかなというような事業もたくさんあるわけでございます。例えば、今、町長部局と教育委員会とで行っております、公民館のあり方であったり、地域おこしのあり方であったり、住民の皆さんが身近に感じていただけるような事業展開、これからどうしていけばまだまだ有効な施策が展開できるか、こういったことをしっかり、少ない予算の中でも模索をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 戦略の7億6千何がしの4つの区分の仕分けをお聞きをして、私も書類を見ておりますけれども、新しく住宅を建てるための利子補給金、今年度の実績において、今後2年間、31年まで延長するという事は、非常にいいことだと思います。民間がアパートをつくって、実際に住宅が本当に不足しとるんだらうかという実態は私はよくわかっておりませんが、住民の家が親元にはあるんだけれども別に住みたいということがあったりして、住宅が足りないのかなと思うんですけれども。津和野町と比べて、吉賀町は就労の場が多いわけですから、当然それに比例して住宅が不足するという現実はあろうかと思えます。利子を補給することはいいことだと思いますから、続けてほしいと思えます。

実行シートというのが、確実に実行して、来年度は結果につながるように総合戦略のものを仕上げていかななくてはいけないということの中で、各事業の町単独事業のほとんどは継続でありまして、保健福祉課の地域医療確保緊急対策事業というのが特別に拡充された。新規については、国庫補助で子育て世代の包括支援センターの設置をするというふうなのが、総合戦略の個別の表を見ますと出ておりました。

そういったことで、予算配分は大小の予算規模と内容には若干の変更、継続なり拡大なりということがありますけれども、個別に見ますと、産業課の国庫補助の吉賀町のブランド化推進事業というのが416万円になっております。そして、空家対策移住促進が24万円、それは町長が先ほど言われましたように、金額が小さいか大きいかということではないと言えますけれども、私からすれば、多額な費用をかけて費用対効果をいいながら多額をかけてということも相反するところもありますが、吉賀町のブランド化というのは、今あげられておるのがお米とお茶なわけです。吉賀町ブランドのお茶をつくるといっても、今協力隊の人が1人来ておられまして、産業課が主管としてやっておるわけですが。やはり茶畑が少ないとか、古木であるとかいろいろあって、ことしで丸2年を迎えるわけですが、そのものをブランド化するのは、ある一定の基礎的なものは使用しないとできないと思うんです、例えば乾燥する茶もみ機、そういった物も必要に応

じて。ブランド化をうたって、世界でもどこでも売って出すというようなことをするからには、ある程度の最低限の初期投資、そういうものを考えていかないと、簡単にブランド化と口で軽々しく言ってもできるものではないと私は思います。

産業課ばかりなんです、地域産業人材育成事業48万円ついています。企画でいえば出会い創出、これは結婚応援の90万円、例年90万円です。それで成果がどうなのかなということもあるんですけども、要するに、しないよりは継続することが大事であるということです。そのことによって、結婚して子どもが生まれてふえたという事例もあるわけです。大々的に隣の町村とやるとか、中国地方圏内でやるとか、いろいろ試行錯誤してやってはおられますけれども、これを徹底して。町内にはまだまだ何百人という独身男女がいらっしゃいますので、その辺のところを本格的に、人口増加というのは、ただ子育て支援ということで補助金があるうちは子育て支援の家族が移住してきても、結局なりわい、仕事場がないと、将来的にここへ本当に定着して移住するかという問題もあるわけです。地元に住む若者へ、結婚といったことを結びつけていってほしいなと思います。それには、継続してめり張りのあることをしてほしいと思います。

そのためには、先ほど来出ておりますけれど、人材なんです。これをやるんだ、という人材。職員の中には本気でやる気、その気の能力者がおられるんです。能力の芽を摘んだりするようなことは決してないとは思いますが、人員配置、適材適所なんです。この人が本当にここに向いているのかなということは、町長、副町長が適材適所を見きわめて。その中には熱血職員がおられると思います、専門職になるかもしれませんが。そういった士気を吸い上げて、モチベーションを上げていって、予算措置をしていくことによってうまく展開するんじゃないかというふうに思います。

私が区切って言わないから、ちょっと難しいんですけど、ブランドでいいますと、ほかの地域とは異なる部門に重点を置いて、全国どこでも、静岡でも有名なお茶をつくっています、生業としてやっていますが。この田舎町でちょこっとあるものを特化して、そのものをブランド化してどうこうしようということになりますと、かなりのものを研究して、一生懸命やるという人材を置かないと、難しいと思います。その辺のところを、業務内容を限定をして専門化するということが、一番大切なんじゃないかと思います。

やはり、何といたしましてもこの田舎町、92%も山があるような町では、課題というのは、仕事がない、高齢化率が高くなったということでもあります。ここで我々が一步踏み出して立ち上がろうと思えば、都会ではないものを、よそができないことで勝負するしかないと思うんです。ブランド化をしたいということを、ただ総合戦略の中でだらだら並べて事業紹介しているようなことでは、決していいブランドはできません。

そういったことでやる気の職員と、ある一定の初期投資をするという覚悟でないと、確実に実

行して結果がでるといふことにはならないと思うんです。その辺、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 平成27年度から5年間の計画で今行っております総合戦略、当然その前提には人口ビジョンがあつて、社会増減をということと、合計特殊出生率を目標数値に定めて、2060年の平成72年には、人口減少をどうにか4,437人で食い止めようといった気概でやっております。先ほど私も答弁申し上げましたが、いよいよ折り返しをして後半戦になりますので、しっかり結果を出すような施策を打っていきたいというふうに思います。

そういったお話の中で、施策シートのところでいろいろ事業を上げていただいたわけです。私は特にブランド化のことについてお答えをさせていただいたと思いますが、ほかの議員さんからもブランド化については通告があるようでございます。まずは、やはり町の知名度を上げることが第一番だと思います。所信表明で私が申し上げましたが、農産物、商工業の製品もそうですが、吉賀ブランドといった名前をつけていただけるような、そういった製品になり製品を官民でつくり上げている必要があるのではないかとこのように思っています。

それから、ほかの土地とは違ったものを、特化できるようなものというお話がありました。当然それも必要だろうと思ひますし、吉賀町の特徴は農産物で申し上げますと少量多品目ですから、品ぞろえがなかなかできないとはいひながら、いいものがあるということです。施政方針でも触れておりますけれど、地域商社的な、そういったものを目指していく必要があるだろうと思ひています。

昨年はお隣の山口県の下関で地域商社が1つ立ち上がりました。それから、近いところではお隣の広島県の安芸太田町、こちらのほうでも観光振興と兼ね合わせた地域商社の立ち上げができたと思ひています。これは1つの打開策になるかなと、私は思ひています。

吉賀町はそういった事情がありますので、ブランド化をあげていくためには、地域商社的なものを目指していくのが1つの方法かなと思ひております。これも一足飛びですぐできるものではございませんけれども、しっかり行政と関係者の膝を交えた議論をさせていただいて、ぜひとも成功させていきたいと思ひております。

人口増のお話もございました。いつぞやお話をしたことがあるかと思ひますが、おかげで今、非常に低迷をしておった出生数が、今年度は50人ということで非常に喜んでおります。分析をしてみますと、吉賀町の場合は既に結婚されておられる御家庭で、第2子、第3子が生まれると。年齢構成は30代から40代が多いといった状況ですので、裏を返せば、今からの吉賀町の少子化対策は、まず若い方に結婚をしていただく、その上で第1子を出産していただく、ここですので。やはり、少子化対策の持っていく方は、そこへ特化したことでもいいのかなと思ひております。

最後、適材適所のお話がありました。当然でございますので、それは任命権者である私のほうでしっかり見きわめて、そういった職員配置等を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ブランド化については、町の知名度を上げるということを町長は言っておられますが。そのためには、何をやるんかと、どういった媒体を使うんかと。先代の町長も言っておられましたが、吉賀町はPRが、ただホームページに載せますよという程度ではなかなか難しいところもあるんです。いろんなITを使って、そういう媒体を使いながら、ぜひとも知名度アップということ、吉賀町を知ってもらうということ、そのために、少数品目であってもきちっとしたものができ上がってということをしないとだめだと思います。

地元の物を使って商品化をすることもありますが、岡山県の西粟倉村、そこでは林春野さんという役場の職員だそうですが、旧小学校を使って移住者の方へ審査基準を設けて、その人が本気でこの村に来てやる気があるかどうかという審査があるそうでございますが、地域おこし協力隊とか移住者とかを呼んで、資金がなく来る人もおられるわけですから、資金がない人に月に20万円支給をすると。年間別途に40万円を1回に限ってすると、初期投資の準備金だと思いますが、そういったことで移住者とかをすごく呼び込んで、古い小学校を使って人口をふやしているというところもあります。

山口県でお酒を限定でつくってしまして、隣の錦町だと思うんですが、錦町の米を使ってビンテージみたいなお酒、730ミリのビンテージものが8万6,000円、1本が。それは単なる普通の主婦の方が起業されて、準備金がないということで、地銀と商工会で1,600万円の資本金を得て、一般の主婦が考案されて、起業をしたいということでやられたそうです。ドバイに持って行って1本が60万円という、3回ぐらい放送があったからテレビを見ておられると思うんですけども、3年前まで本当に主婦だったということで、海外進出までして、そういうものを発掘してつくったりして、やる気の女性です。

そういった一般の方がおられれば、ぜひ支援してあげないけませんし、そういうことを支援できる体制をつくるというのは、まず役場の中身です。町長がそういうところを見きわめて、人材をきちっと見きわめて、適材適所をするということでございますので、今後、大いなる期待をして、そういうことが目の目を見て、この町の活性化あるいは経済効果、なりわいが確立できる、人口増加が起きるということを、総合戦略の結果表にきちっと発表できるように期待しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。持ち時間がちょうど来ておりますので、簡潔にお願いします。

○町長（岩本 一巳君） 簡潔に申し上げます。岡山県の西粟倉村の事例も存じ上げております。

先ほどお酒のお話がありました。お隣の旧錦町の酒造会社のお話だろうと、こういった場です

ので銘柄については申し上げますが、非常に価値観のあるお酒ができたようでございます。

そういった成功事例は、しっかりまねをすることが行政の得意分野でございますので、まねはまねでいいと思うんですが、しっかりいいところは取り入れてやる。これは取捨選択の部分だろうと思いますので、頑張ってみたいと思います。

それから、ブランドというのは無形の資産ですので、いかにしてコンセプトをもってやっていくか。そこにどういったキャッチコピーとかロゴを使うかというお話だと思いますので、そこら辺はしっかり押さえた上で、ブランド化に努めてまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、河村由美子議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで、昼休み休憩とします。

午前11時43分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、基金の残高についてということで通告書を出しております。

昨年末より、自治体の基金、財政調整基金等の残高が増大し、それについて大きく報じられるようになりました。基金や地方債など、いろいろな財政指標、財政指数で財政管理されていると思いますが、そこで、当町において目標とする数値をお聞きし、先日、柿木地区の町政座談会において、子育て支援策について将来的に継続可能かどうかというお問い合わせが町長にありました。質問がされていまして。

また、保育所の待機についても心配されておられました。高校までの支援となると、18年という時間がかかります。財政の安定が求められていると思います。

そこで、基金とは目的のために用意しておくお金のことだと思いますが、町長、施政方針の中で、財政の健全化と全国トップクラスの少子化対策、これを継続していくという表明をされておられます。それが出生数の増加や人口の社会増の効果となって表れていると思われま。

その町政座談会で、一連の子育て支援の財源と継続性について問われておりました。待機児童や給食費、医療費などの質問に、町長は小水力発電所売電料で、また基金で継続できると答弁されておられました。将来的に継続できる財政の安定、特に子育て支援については、今までの町の取り組み、これからの取り組み、その継続するかどうかと、できるかどうかということが、若い人に届くかどうかということにもつながっていくと思います。そのための町財政の裏付け、確か

なものにしていく。子育てに特化した基金、売電料を基金に積み増すとか、子育て関連の特定目的基金を創設し、子育ての支援が目に見えるような形にする。そうすると吉賀町続く限り、子育て支援は応援できますと、支援できますという力強いメッセージとなって発信され、若い人たちが安心して子育てできる町になるのではないかと考えております。

この町長の基金に対する思いと、子育てに特化した基金創設について、まずお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の1点目でございます。基金の残高について、申し上げたいと思います。

まず、財政的な数値目標についての御質問がございました。当町の財政健全化につきましては、平成27年の4月に策定をしております第3次の吉賀町財政健全化指針に記載する数値を目標としているということを、申し上げておきたいと思います。対象期間は、第3次吉賀町行財政改革プランと関連させるということから、平成27年度から31年度までの5年間の計画でございますが、指針における財政見通しでは、計画最終年度、平成31年度でございますが、この年度末の基金残高を32億6,000万円、一方、借金に当たります地方債残高でございますが、これにつきましては77億9,900万円という推計をしているところでございます。

一方、この3月定例会のところで、全員協議会で御報告をさせていただきました平成29年度、本年度策定いたしました本町の中期財政計画の中では、平成31年度末の基金残高を32億800万円、一方、地方債現在高につきましては、83億8,100万円と見込んでいるところでございます。

今、申し上げました数字を比較いたしますと、基金残高につきましては、おおむね見込みどおり推移をしているところでございますが、地方債残高につきましては、普通建設事業の増加等によりまして健全化指針の推計を申し上げましたように、8億8,200万円上回っているというのが実状でございます。この際でございますが、その原因といたしましては、中期財政見通しの前提条件が健全化指針、こちらのほうは早い段階でつくっておりますので、平成26年度の決算見込みをベースにつくっております。

一方、今年度の中期財政計画につきましては、当然、今年度の決算見込みを反映しているということから、申し上げましたような地方債現在高のところで幾らか差異が出てきたということは御理解をいただきたいと思っております。

町の貯金であります基金でございますが、単年度の財源対策はもとより、計画的な財政運営を行うための貴重な財源でございますので、基金本来の目的を踏まえた上で子育て支援等のための計画的な取り崩しと適切な残高を確保しているところでございますし、これからも当然、そうしていきたいと思っております。

将来の財政負担を伴う地方債現在高の増加は、財政の弾力性を低下させるということから、地方債の計画的な活用と残高の抑制を図り、将来にわたる持続可能で健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

とりわけ、子育て支援の基金、特化したものはいかがなものかというような御質問がございました。これは、先般、柿木の座談会でも申し上げましたように、当然、これまでのところは過疎債ソフトという財源を使ってやっておりますし、それが期限が限られている。いずれはその期限がくるということになりますと、次のステップはどうするかということになります。そのときに申し上げたのが、柿木の小水力発電所の再生可能エネルギーの売電収入を充てるということでございます。制度ができた折に、直ちに経済産業省あるいは資源エネルギー庁のほうへ立ち合いまして、ちょうど私が柿木の地域振興室長のころでございましたが、早速、制度へ移行するための設備認定の許可もいただいて、改修工事幾らか、投資はいたしました。向こう20年間高額の売電収入をいただけるということで、それまでの約3倍の売電単価ということになっております。

したがって、従来は1,800万円前後であった売電収入が、現在は1年間で6,000万円。そのための、そのうちの約1,400万円を基金のほうへ積み立てを行う。基金の名前はまちづくり基金でございますが、こちらのほうへ積み立てをさせていただいて、それを将来の少子化対策に充てていこうということでございます。

ただ、これまでの議会でも御質問がございました。固定価格買い取り制度有利な単価は向こう20年間、21年目からは元の単価、中電さんとの交渉になりますが、単価が戻るということは、おおむねまた3分の1に戻るということになるわけでございますので、そういったことを考えますと、今の少子化対策を継続していくためには、やはり新たな財源を見出すことが必要であろうということでございます。これにつきましては、いろいろ手法があろうかと思いますが、きょう、午前中のところでもお話がありましたふるさと応援基金であるとか、それからまた別の議員さんからも御提案がございましたけど、ガバメントクラウドファンディング、こういったことをいろいろ考えながら、新しい財源の創出については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 基金が現在三十数億円、それと地方債が九十数億円、自主財源が20%前後、収入増と支出を減らしていく、どちらも効率的に進めていかなければいけないのですが、県内の他の自治体でもシーリングや見直しをされております。中期財政計画を踏まえて再編成されたというような話も聞いております。

この子育ての基金は、これに特化した、本当に若い人が安心して子育て出来るんだという、18年間できるんだという、やはり裏付けが本当にあるとないとでは、大きな差が出てくるんで

はないかと思っておりますので、しっかりと検討していただいて、特化した子育ての基金を積み上げてほしいと思っております。

それで、先ほど来の基金と地方債予算等は普通の一般家庭等で申しますと、基金は貯金に当たり、地方債は負債のローンだと。予算は収入としましたら、それを財政の判断をする、健全化を判断する比率等も実質の赤字比率とか、実質の公債費率とか、将来負担比率とか、いろいろと指標が示されておりますが、最終的にわかりやすく言いますと、単位は何なんですが、60億円の収入があつて、60億円の生活しているんだと。そして、貯金は30億円あるが負債も90億円あると。負債は、これ年収分になるんですよ、普通、60億円といいますが、60億円の予算で生活しているということになると、吉賀町は1年分の生活費といえますか、お金は負債になっているんだと。その収入の60億円も、その約半分の30億円は地方交付税で、親元からの仕送りということはないんですが、そんな感じ、交付税と。残りの半分の半分15億円は実質財源で、自分が働いてもうけたと。いろんな借入れとか何とかと思うんですが、そういう一つ一つの数字を明示して、町民の皆さんに今の吉賀町の財政の現状を理解してもらおうと。そして、共有していくと。

そのことについては、広報等で年に29年の2月にも27年の決算や年度事業や基金など報告され、5月も29年度の当初予算、8月には28年の財政状況報告、ことしの2月には28年の決算と事業基金町債等の報告がされております。いろいろな方法を使って、もっともっと町民に町の今の財政を、現状を知ってもらう、そして共有する、これが町政に参加してもらうことの入力口になるのではないかと、私は思っております。しっかりと広報されていかなければいけないのではないかと思っております。難しい用語や指数等、わかりづらいですが、我が家の吉賀町の家計簿とか、いろいろと数字を共有し、大切にしていくことが大事になってくるのではないかと思っております。

次に、効率化についてお尋ねします。

先ほど申しましたように、税収を増収するか町税の増収か、支出の削減といえますか、見直しをするか、どちらか、どちらも大事と思うんですが、まず事業の点検についてお伺いいたします。

ことしの大雪寒波による水道対応についてで、28年、30年と同じように漏水が発生しました。そのときの件数とことしの凍結された件数、ことしの止水、水を止めることができなかった件数。止水栓の中に甲形水栓という止水栓があるんですが、これが設置されているのが確認された件数、されなかった件数、今後の漏水対策についてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の効率化についてということでお答えをしたいと思います。初めに、今回の寒波による凍結被害に対しまして、住民の皆様には大変な御不便と御心配

をおかけいたしましたことを、改めておわび申し上げたいと思います。現在までのところ、ほとんどの地区において平常に復旧しておりますので、その旨を御報告を申し上げたいと思います。これもひとえに住民の皆様方の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げます。また、漏水調査の折りには御不便をおかけしているにもかかわらず、住民の皆様からたくさんの励ましの言葉を職員に対しましていただいたところでございます。この場をお借りをしまして、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

さて、今回ああしてたくさんの質問項目いただいておりますので、少し小さめにお答えをさせていただきたいと思います。少し時間をいただきたいと思います。

それでは、今回の寒波による水道対応につきましての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、28、30年の漏水点検件数の御質問でございますが、各家庭のメーター点検件数といましては、平成28年1月下旬に発生いたしました凍結被害につきましてはデータが残っておりませんので、お示しすることができません。今回の点検件数については、町内のほとんどの御家庭を点検をさせていただきましたので、約3,000件あまりでございます。しかしながら、六日市浄水場エリアを除くほとんどのエリアにおきまして、最低でも2回から3回、多い場合は4回から5回、あるいはそれ以上点検した箇所もございますので、延べ件数といたしますと恐らく7,000件を超えるのではないかというふうに、推計をしているところでございます。

続きまして、今回の凍結件数の御質問でございますが、把握困難なためお示しすることができません。恐らく、ほとんどの御家庭において何らかの凍結が発生したものとと思われます。今回、止水できなかつた件数の御質問でございますが、お答えできるデータを持ち合わせておりませんので、この点につきましては御了承いただきたいと思っております。

甲形などの止水栓が確認された件数の御質問でございますが、漏水調査におきましては水道メーターを確認をしております。したがって、基本的な点検作業におきまして、甲形止水栓の箇所は確認しておりません。ちなみに、メーターボックス内に併設されております伸縮止水栓が効かないときなどに、こうした場合には甲形止水栓で止水するなどの作業を行った場合がございます。

今後の漏水対策の御質問でございますが、今回の気温が氷点下13度前後だったと思われませんが、これほどの低温になりますと対策のしようがないというのが実状でございます。各御家庭においてでき得る対策をしていただくしか方法がございません。よって、対策の方法があるとなれば、凍結させない対策ではなくて、凍結が発生した場合の対応方法ではないかというふうに思っております。つまり、できるだけ早期に対応することによって被害の影響を限りなく小さくする、こういうことで対応してまいりたいと思っております。その観点からですと、次の2つの方法が考えられるのではないかというふうに考えております。

まず1つ目は、全家庭の水道メーターの箇所をデータ化し、誰でもすぐ確認できるようにすることです。現在、水道台帳において管理しておりますが、図面表示が正確でないため、誰でも確認できる状態ではございません。改めてメーター箇所、甲形止水栓の箇所、こうしたことを明らかにした詳細図を作成し、30年度で整備していきたいというふうに考えております。

それから2つ目は、自治会単位、あるいはもっと小さな範囲におきまして、確認作業を住民の皆様みずからお手伝いをいただくという方法でございます。日ごろから隣近所の状況が一番わかるのは地域の方々であるわけでございます。見守り活動のような対応ができれば、より対応が早くできると考えております。全域を多くの人員で調査するより、はるかに効率的に状況の把握が可能になるというふうに考えておりますので、その点について申し述べておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 28年と30年と、28年もかなり漏水があつて調査されたと思っておりますが、そのデータがやはり今回、生かされなかったというのは、もう少し考えて、利用できるような方法をとっていただけたらと思っております。

そして、ことしの大雪と寒波、数年に1度と言われるような、今までに経験したことのない、今、町長言われましたマイナス13度。しかし、これが28年、30年と1年おきに発生したわけです。当然、ここ何年かの間に必ずまた同じようなことがある可能性は多いと思うんです。これを想定内にしておいて、先ほど町長言われましたようにデータ化とかして対応できるようにされていくべきと思っております。

多くの労力、職員の方も昼夜通しての対応、頑張りに本当にありがたいと思っております。それに伴い、経費も当然、かさんできます。職員の方も本来の職務もおありになるわけですから、やはりこの水道のこれにずっと付きっきりということにもなりませんので、何か本当にいい方法をとりたいと思っております。

民間にできることは民間でというような、やはり発想をしていくべきだと思っております。水がとまるということは、生活の上で本当に大変なことになります。そして、その漏水が今のような経費をまた生んできます、いろんな経費がかかってきます。それが、先ほどの経費の無駄遣いではないんですが、気がつけたら改善できるような、削減できる経費になってくるんだと思っております。

そこで、道路維持管理は、入札制で業者さんにお任せしていると思っております。この水道の管理もブロック分けしてでもですが、指定水道業者さんに地区を限っていろんな日常全ての業務を民間の人に委託するという。水道のメーターの検診から、機器の7年に1度のメーターの交換がありますので、機器の更新とか、こういう凍結対策、導水対策等について、業者さんにお任せしていたらいろんな面でよいんではないかと思っております。

昨年の12月の広報で、漏水対策の水道管の凍結についてというお知らせも入っております。凍結が始まる2月ごろには繰り返し臨時放送や定時放送で繰り返し放送されておられました。メーターを見て、水道メーターの前の補助止水栓を締めてくださいと言われても、わかる人とやったら動かなかったとか、できなかつたとかいうお話をたくさん聞きました。そういう日ごろの管理が、あの止水栓を締めたら止まるような管理にしておくということを、町内全域そういうことを確認していたら、あのような、大惨事とまではいかないと思うのですが、大変な事態にはならなかつたのではないかと考えております。

そこで、水道メーターを取りかえるときに、必ず今言いました止水栓がありまして、その止水栓の後ろに逆流防止が入って、その後ろに伸縮継手が入ってくるんです。その前に、配水管と水道ボックスの間に甲形の止水栓があつて、そこで止めて水が遮断されるようになっているんですが、今回ボックス内の締めても止まらなかつたとか、水が全然止まらなかつたとか、動かなかつたとか、いろんな問題があつたのではないかと考えるんですが、そういうことをやはり、いちいち検証して対応するのに、今のような業者さんに管理してもらおうというのが、一番いいのではないかと考えております。道路維持と同じように、年間の維持管理料等もかかるかもしれませんが、給水装置からの漏水を防ぐということを、まず取り組むべきではないかと考えているんですが、その辺、答弁をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告書の中でもいろいろな、事細かな御提案をいただいたところでございます。平年並みの雪であれば、この御提案の内容で対応できるかもわかりません。ただ、前回、そして今回のようなあれだけの大雪、加えて低温の状態が長い期間続いたということでございます。そうした中で、ああした大変な御迷惑をおかけすることになったわけでございますが、平年並みのときというのは当然、準備をしておかなければなりません、ああして数年おきに、ああしたような大きな御迷惑をおかけをするということがあれば、当然、それは想定内ということで考えていかなければいけないというふうに思っております。

御提案のありましたように、業者のほうへ個別に業務委託なりをさせていただくという方法も当然、あるわけでございますが、私は柿木の行政の座談会で申し上げましたけど、行政なり、あるいは外注をさせていただいて業者のほうでやっていただくということも当然あるわけでございますが、一番私は効率的なのは、やはり住民の皆さんがそれぞれの地区において点検作業をしていただけるということが、もし可能であれば、それが一番いきめがいくのではないかとこのように考えています。これは当然、私のまだ思いでございますので、行政の中でそうしたことを検討するにはまだ至っていないわけでございますが、そうしたものが制度設計できるのであれば、それはそれ相応のやはり財政支援もさせていただきながら、住民の皆さんでできるところはしっかり

やっていただく。行政がするべきところはしっかりやっていく、これがまさにまちづくり基本条例でいうところの協働のまちづくりだと思いますので、そういった観点も含めて、これは漏水対策とか除雪に限らずなんですけど、しっかりそういった目線で行政執行を私はやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） もう一つ確認で、メーターボックス内の機器、今言ったメーターと止水栓、それから逆止弁とか。ここまで、もし今回ここが修理等々が発生した場合は、ここは町の施設ということで、町が全部取りかえとかは負担されるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） かなり制度的なこととか、事務的なことになりますので、この点につきましては担当の建設水道課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。メーターボックス、それから本管のほうに向いては町の持ち物でございますので、町のほうで修理をさせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それで、先ほども申しましたように、メーターをかえていくというときに、今まではメーターだけかえて、止水栓もその後ろの逆止弁も伸縮継手もかえてなかったんではないかと思うんです。今回、触ったら締まらなかったとかいうのが、7年に1度かえていたら、こういう事例は発生しなかったと思っております。補助止水栓が締まらないということは、もうその手前の甲形を締めないといけませんが、その甲形が見つからないから大変な思いをしたという話を聞きました。その辺をやはりちゃんと押さえておくということが一番大事なんではないかと思っております。

それと、いろんな、ここには凍結防止対策で保温剤や電気ヒーターを巻いてくださいというて、広報には書いてあるんですが、まず今回は停電というのが一緒に発生しなかったからよかったんですが、停電になった場合は電気ヒーターは効きませんし、保温対策で、凍結対策でそこもやはり考えておいてほしいと思っております。

それで今回、凍結しなかったところもあります。聞いてみると排水弁をつけて排水していたと。メーターと今のところへ排水をして、水を抜いていたという話も聞きました。町のというより、先ほど町長言われました自治会館とか集会所、公民館とか、こういうところは定期的にずっと24時間使うわけではないので、やはりこういうところからまず、水を抜く工事を簡単にできる

ところとできないところがあるとは思いますが、できるところは一つずつ水を抜いて凍結を防ぐんだという、簡単にということはないんですが、ちょっと工事かかるかもしれませんが、そういうことを進めていかれたら、排水バルブを取り付けていくということをお願いしたいと思います。

これも2月の25日の全員協議会で、建設水道課長さんもおっしゃっておられましたが、個人は触れないんです。指定業者さんしかこの水はいらうことができません。それで、宅内に入って自分の給水管だったらまだ何だが、ここのメーターの部分はいらうことができませんので、当然、業者さんも大変混雑していることだと思うんですが、その辺も踏まえてこういう管理体制を日常の点検を委託しておくという、道路の維持管理ができるんですけえ、それと同じような感覚で水道の管理は業者さんに、入札か何かでもおまかせできるような方法を早急にとられたらどうかと思うんですが、今一度お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな御提案をいただいたところでございますが、前回から今回のああした事態を受けまして、行政といたしましてもたくさんの反省点なり検討材料が見えてきたというのが事実でございます。

きょうのお話にあった内容も含めまして、しっかり原課のほうで検討させていただいて、早急に対応できるものであれば、それは有効な手段、方法として対応もさせていただきますし、財源の措置もしていかなければならないと思いますけど、まずは課題ともう一回、冷静に時間をかけて精査をさせていただいて、次の段階へ進めさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、大雪のときの除雪について。これも見直しといたしますか、もう一度、考えてほしいと思っております。

そこで、除雪事業について、除雪の路線や作業チーム、グループ数やことしの総括で作業時間、かかった経費、時間当たりの単価、契約方法で30年度に向けての計画を、まずお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして除雪の事業につきまして、お答えをさせていただきます。

初めに、町道除雪路線につきましてでございますが、除雪計画にお示ししております除雪路線は町道除雪でいきますと195路線、160.3キロメートルでございます。歩道の除雪は13路線で5.1キロメートルでございます。

次に、作業チーム、グループ数の質問でございますが、委託業者が11業者、個人への委託が

3人という状況でございます。

続いて、今回の総括の御質問でございます。まず、作業時間でございますが、車道の除雪時間につきましては1,900時間、歩道の除雪につきましては627時間でございます。総経費は今までのところ6,400万円で、時間単価で申し上げますと2万5,000円という状況でございます。それから、契約方法につきましては、御案内のとおり随意契約で対応しているところがございます。

それから、30年度に向けての御質問でございますが、今年度と同様に除雪計画を関係者の皆さんで御確認をいただいて、これに沿った形で除雪作業を行っていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 2月の15日の全員協議会で、状況報告を3月の定例会で文書で報告すると言われたような記憶しているんですが、この水道と同様除雪も大雪に加えて寒波が、残った雪が溶けなかったと、それが除雪できなかったということで、ものすごく時間がかかったんではないかと思っております。

私も以前、除雪に携わっておりましたからある程度わかりますが、圧雪した雪はものすごい労力をかけます。私が小さい頃、50年ぐらい前までは、まだまだ雪も降っていましたが、ここまで除雪はしてもらえなかったですが、それも車も少なく、道幅も狭く、除雪も大変だったからだと思っておりますが、最近仕事も変わりまして、24時間いつも車が動いたり人が動いているような、そういう働き方の世の中になってきたと思っております。50年前と同じ方法とは言いませんが、やはりそれを50年前の方法で考えるのではなく、今、若い人たちが働いている、その時間に合わせて除雪してあげる、本当効率のよい除雪を望んでいると思っております。

最近気象情報も正確で、時間やその量も大体わかると思っております。20センチたまったら除雪しますとか、じゃあ20センチたまったら一回りするまでに、その雪の量がものすごくふえていて時間がかかって、結局押してもらえなかったとか。そういう情報があるので、降り始めからすぐ出ていくと、情報によって降り始めから出ていくと。まず、この前も15日のときに課長さんおっしゃっておられましたが、スノーダンプとジープで押すと、ものすごく機動性があっていいと思っております。こういうのを利用して、まず朝間の通勤帯までには空けてあげると。スクールバスが通るまでにはまず一度は通ってあげる。それが、町内全域、この今言われました195路線のうちのバスが通る路線と通学路を空けてあげるとか、考えるべきではないかと思っております。

私も、学校に子どもを送っていくのに、朝間7時ごろにはもう空いてるんです。空け方も除雪の仕方もそんなに丁寧ではないんですが、とりあえず一往復してもらっております。本当に楽に

思うんですが、学校近辺きれいにといいことではないんですが、空いております。本当助かっておると思うんですが、そういうふういろんな方法を考えられていかれたらと思っております。

先ほどから申しておりますように、この除雪195時間だったですか、延べ時間は町長。

(「1,900時間」と呼ぶ者あり) 1,900ですね、済みません。

その1,900時間を委託が11業者で個人が3ということで、14チームということになるんですが、これをもう少しふやして20チームぐらいにしたら、まだまだその同じ所要時間でも、空けていくところがふえてくるのではないかと思っております。これも契約方法も随意契約ということなんですが、これも入札制とかで業者さんに提案してもらって、こういう除雪方法があるんだというような方法もあるかもしれないですし、それから今の水道と同じように、この路線とこの路線とかいう契約して、もう年間管理委託料とか、いろんな民間にお任せして除雪をお願いしますというような方法もあるかと思えます。

また、町長言われたように自治会等もあるかと思われませんが、自治会で蔵木と六日市、朝倉、七日市、柿木で、5つの自治連合会があって、50の自治区が、なかなかこの自治会をとおして、それじゃあ言ってくださいと、こういう除雪のお願いにも書いてあるんですが、なかなか自治会長さんのところへ行くというのも大変なシステムのように聞いておりますので、今、町長さん言われましたように、そういう自治会でちゃんと受け入れできるような方法があるのではないかと私も思っておりますので、いろんな可能性がある方法をとって、少しでも安い経費で除雪し、皆さんが安心して通学できたらと思うんですが、今一度また、答弁をお願いします。

○議長(安永 友行君) 岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) 先ほど申し上げましたように、除雪します延長、車道で申し上げますと160キロ、それから歩道だけでも5キロというような状況でございます。その業務にあたります作業チームは11業者であって、個人の方には3人の方に委託しているという状況でございます。それを20チームぐらいでというお話がございました。それが可能であれば、ぜひ、そのようなことも考えてまいりたいと思っておりますが、まずは、委託をするということになれば、一意的には町内の業者の方ということになりますので、業者のほうの体制がどうなのか。それから、その業務にたるための重機、機材の状況はどうなのか。それから、一番やっぱり重要なのはマンパワーでございますので、そうしたことがどうなのか。

それから、除雪は朝早くからということになると、朝早いというよりも未明から恐らくやられると思います。路線によっては、2時、3時からやられるということもお伺いしておりますので、そうした勤務体制が業者さんのほうでとれるか、それをもって仮に20チームできるのであればいいわけですが、そこら辺不透明な部分がございますので、これはしっかり関係する皆さんと調整をさせていただきたいと思えます。

それから、自治会の話も、私も先般柿木でも申し上げました、先ほども申し上げましたが、これは私ども今の段階は一方的な思いでございますので、これはしっかり、また自治会のほうの担当する課であったり、除雪なり漏水対策をする課であったり、全庁的な横断的な協議をする中で、そうしたことがもし可能であるならば、運用についての協議は進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 除雪計画の中に、自治会の方が来られておって、そういうメンバーになられておられていると思いますので、その自治会にお願いするというのは、やはり一番いいかもしれんと。道もわかっていますし、いろんなことがわかっていますし。

それと、法人さん等にトラクターとかにアタッチメント付けて押してもらおうとか、いろんな、この時間当たり単価2万5,000円というのを提示しますと、やはりいろいろ、じゃあ協力しあげようとか、そういう業者さんとか、グループとかが出てくるんじゃないかと思っております。

特に、法人さんとかは大きいトラクターお持ちですんで、そういうところへ年間の管理料ということをお願いするとか、いろいろ小さく細分化していけたら、まだまだ効率のよい除雪ができるんじゃないかと思っております。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 3番、桜下でございます。私は2問質問をさせていただきます。

どっちかというソフト面の質問になると思いますが、よろしく願いいたします。

1問目の、全国植樹祭に向けて町の対応はという質問をさせていただきます。昨年9月議会で、私はこの一般質問で、全国植樹祭が島根県で開かれるということをお聞きしまして、地元の有飯地区のコウヤマキに関係する皆様から、ぜひ、この全国植樹祭でコウヤマキを使ってもらうように県のほうにお願いをしたらどうかという熱い要望を受けまして、質問をさせていただきましたが、前町長はこの答弁としまして、コウヤマキは3年で26%、8年で48%枯れるという

データがあるということを示されました。8年で、植えた半分のコウヤマキが枯れるというような、そういうコウヤマキを全国植樹祭で植えるについては、吉賀町としてはリスクが大きいということで、これについては要望するとかせんとかということじゃなくて、その以前の問題というような答弁をされましたが、実は急転直下で、町長も先日あちこちで言われておりますし、また2月の新聞にもちょっと出ておまして、島根県で行われます全国植樹祭で、コウヤマキが樹種が決まったということがマスコミに載っておりました。ということで、私も有飯の方にお聞きしましたら、有飯の方も既に県のほうから情報をいただいて決まったということを知っておられて、町長もあちこちで最近、コウヤマキが全国植樹祭で使われるということをお祝いとしまして述べられております。

私も、質問をするに当たり、ちょっと調べさせていただきましたが、実行委員会でこの樹種を選定するに当たりまして、4つぐらい条件があるんですが、1つには、本県にゆかりがあり、県民に親しみのある樹種であることということが条件の1つにありました。その中で、このコウヤマキが選ばれました。来年即位されます新天皇陛下がお手植えを2種、天皇陛下は杉とコウヤマキ、皇后陛下は山桜、オキシクナゲをお手植えされます。そして、種をまかれます、お手撒きは天皇陛下はクロマツ、そして榎、皇后陛下は赤松とクルミをお手撒きされます。この8品種のうち天皇陛下がじかにお手植えをされます樹種にコウヤマキが、本当に光栄な話ですが、選ばれました。なぜコウヤマキが選ばれたかということ、県の資料を見ますと、1つに六日市にコウヤマキ自生林がありということが、選ばれた理由の1つにはっきりと書いてありました。六日市にコウヤマキ自生林があると、それが理由の1つということが書いてありまして、本当に光栄なことと私は思っております。

ただ、この資料の中に、このコウヤマキが選ばれましたが、実際、この有飯で自生しております自生林から採取して苗木として育てられた、この吉賀町のコウヤマキが実際にお手植えになるのかどうかということが明記されておられませんので、きょうは改めて、現段階でわかっている段階で、町長にお聞きします。町長も先日、県庁のほうに行き、関係部署に行ってお礼を述べられたということですが、実際にこの有飯の自生林から育てられました苗木が天皇陛下のお手植えに選ばれたのかどうか、そこをまずはお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の1点目でございます。全国植樹祭に向けての町の対応はということで、いづらかお答えをさせていただきたいと思っております。

第71回全国植樹祭につきましては、公益社団法人国土緑化推進機構と島根県が共催で開催をすることで、現在、県を中心に実行委員会を立ち上げまして、準備計画等について協議が進められているというところでございます。

島根県の農林水産部に確認したところ、お手植えの樹種につきましては、コウヤマキということと確認はとれているわけではございますが、どこのコウヤマキを何本ぐらい植樹するかなど、詳細につきましては現在、調査検討中のことで、はっきりした確認はできていないのが現状でございます。

ただ、先ほども議員御紹介がございましたが、しっかり活字といたしましては、選定の理由の中に吉賀町のコウヤマキの自生林があるんだということが明記をしているわけでございますので、我々となれば吉賀町のそのコウヤマキがお手植えの苗に選定される可能性は極めて高いのではないかなというような、希望的な観測をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） まだはっきりは決まっていないということではありますが、私は間違いなく選ばれるものと思っておりますし、また県の関係者の方も実際に苗木を育成されておられます有飯の方のほうに、もう2度ぐらい足を運びまして、いろんなこれからの予定とか、いろんなことについて既に産業課の職員も含めまして検討をされているということを知っておりますので、恐らくというよりも間違いなく、吉賀町のコウヤマキが天皇陛下じきじきにお手植えされるということは確信を持っております。

そのつもりで質問をさせていただきますが、私、このことは我が町にとりましても、本当に名誉あることであり、本当に光栄な話だと思っております。それで、その割には私もまだまだ町民の皆様に対しましてとか、PRがないと思っております。町長はあちこちで先頭に立って吉賀町をPRするんだと、やりますということを知信の中でも述べられておりますが、ただあちこち行って選ばれたというだけでは、まだまだ盛り上がりには欠けると思います。これから正式に認定されまして、このコウヤマキというのが全国的にメディアとかマスコミを通じまして、吉賀町産のコウヤマキがお手植えになるということが知れますと、恐らく全国の間い合わせとか、あるいはコウヤマキについてどうやったら手に入るのかとか、あるいはどういう品種なのかとか、そういうのが全国から問い合わせがあるんじゃないかと、私は思っております。

このコウヤマキを選ばれたということ、本当に町民あげて喜び、もっともっと全国にPR、私はすべきだと思っております。それには、今から2年ではありますが、100本以上の苗をつくるということではありますが、どういうふうにしてつくるのかとか、あるいは非常にデリケートな木なので、なかなか栽培についてハウスを建てるとか、何かいろいろなことを県の関係者も今、思案しているということをお聞きしましたが、恐らくこのことに関して県からも何度も有飯に足を運ばれて、このコウヤマキの自生林についていろいろ、施策をされると思うんですが、これを機に9月議会でも申しましたが、管理保全を県の環境施設でありまして、なかなか町独自ができないというところでありますので、県の自然環境保全地域になっておりますので、吉賀町独自でこ

の Kouyamaki 自生林をどうこうできませんので、しっかり、これを機に将来後世に残す貴重な財産として、管理保全をするためにこの機会を捉えて、県ともしっかりコミュニケーションを図り、すべきだと思います。

町長にこの吉賀町の Kouyamaki が使われるということにつきまして、これから吉賀町をしっかりと PR していくんだという思いを込めて、この管理保全につきましても町長の決意というのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうからもございましたが、確かに今、島根県の担当課の職員の方が数回、本町のほうへお見えをされて、現地の調査等も踏査も含めてしておられるというのはお聞きをしております。現に先般も私のところへ関係職員のほうが御挨拶に寄られたということがございます。

ただ、まだなかなか調査中等でございまして、先ほど具体のお話もございましたが、正式なコメントとして、まだ県庁のほうからお伺いをしておりません。しかるべきときにしかるべきタイミングで、我々吉賀町のほうにも何らかの報告等があるのではないかというふうに思いますので、それまではしっかり現状を見て対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、積極的なアピールをということでございました。当然、先ほど申し上げましたが、本町にあります Kouyamaki がお手植えの実際の苗として御使用していただけるということ、当然願っているわけでございますので、その積極的なアピールをこれからはしっかりと行っていきたいと思いますし、そうしたことに合わせた町自体の PR もぜひ行っていきたくというふうに思っております。

それから、保全活動等についての助成制度というお話もございました。県との関係もございまして、吉賀町が前に出てそこら辺の財政支援をということはなかなか難しい部分もあるわけでございますが、当然、今回の機を失することのないように、ぜひとも吉賀町を、情報発信するいい材料になるわけでございますので、県とも調整をしていながら、可能な限りの助成等も含めて、県と一緒に手を携えて対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 参考ではありますが、全国植樹祭は昭和46年に昭和天皇の時代ですが、同じく三瓶山の北の原大地で行われておまして、島根県としましては49年ぶりの2回目でございます。それで、そのときは県の木のコロマツがお手植えになったということなんです、全国から1万5,000人の方が集まり、2万本を、コロマツだけはありませんが、2万本を植栽をされたということでもあります。その中に、このたび吉賀町の自生をする Kouyamaki が選ばれたということは、本当に町にとりましても歴史的な事実で、本当に光栄なことと思っ

ておりますので、行政、町民あげて、このお祝い、本当におめでたいことをしっかりPRして、ますます吉賀町の活性化につなげていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移ります。

ふるさと納税につきまして、お聞きします。今まで、このふるさと納税につきましては、同僚議員からも何回も質問が出ておりましたが、今回はちょっと細かく、数字も含めまして細かく質問をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、本当、私が申すまでもありませんが、2008年より個人向け制度として、自分が生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附ができるという制度でございまして、しかも納税者が寄附金の使い道を指定できるという制度でございます。

例えば、50万円を吉賀町に寄附するので、この50万円は子育てに使ってくれとか、そういうことを指定をできる唯一の、唯一といいたいでしょうか、指定ができる制度であります。自主財源の少ない我が町にとりまして、本当に貴重な制度であります。このたび、この質問を取り上げましたのは、大変貴重な制度はありながらいま一つ、我々も町民の方も行政のほうも、何かあまり関心が薄いんじゃないかと思ひまして、関心が薄いと言いますとちょっとおかしい表現なんですけど、寄附納税額が少ないものですから、あまり関心がないんじゃないかと思ひまして、質問をさせていただきます。

まず、具体的にお聞きしますのは、制度が始まりまして、当町への寄附金、ふるさと納税がどのくらいあるのか、年度ごとにお聞きします。それと個人で一番、もちろん名前は結構ですが、個人で一番多かった金額は幾らあるのか。そして、使い道をこれのほうに使ってくれというふうに指定をされた方はおられるかどうか、それから今までにふるさと納税額が合計で一番直近の数字で結構ですから、どのくらいあるのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2問目のふるさと納税についてでございますが、その前の先ほどの植樹祭の関係で、いくらか私のほうの言葉足らずもあつたかと思ひますので、少しちょっと補足をさせていただきたいと思ひます。御紹介ありましたように昭和46年、今から49年前に1回あつたという、今回2回目という、私もあつたとき小学校5年でございましたが、同級生が2人ほど三瓶山に出向いたのを覚えてますけど、そうしたこともありますので大変名誉なことでございますから、しっかりとPRをさせていただきたいと思ひます。

それから、通告の内容では人員配置のことも触れておられました。そこを少しお知らせをしたいと思ひますけど、当然、あつて先ほど言いましたように、まだ事業の内容がはっきり明確に示されておりませんので、しばらく状況を見ながら来年、再来年の開催に向けて、吉賀町がどのくらいの事業量なり仕事が出てくるのか、その辺をしっかりと見極めて人員配置については対応さ

せていただく。当面、植樹祭に向けて、ほいじゃあ現員の職員の数をふやすとか、そういったことはまずは置いておきたいなというふうに思っております。

それから、町としての対応の仕方なんですが、今回ああしておめでたいことにお手植えの苗として選定をさせていただいたと、されたということでございましたので、早速の2月の22日でもございましたが、私とそれから町議会の安永議長と2人連れ立って、県庁のほうへ出かけさせていただきました。当然、あのときは知事が入院加療中でしたので御不在でございましたから、石見隠岐地域担当の顧問であります松尾顧問、それから農林水産部の部長、担当の次長、それから直接担当いたします林業課の課長、それから全国植樹祭の推進室の室長さん、こういった要職の方にお会いをさせていただいて、まずは選定のお礼と今後、吉賀町もしっかり支援をさせていただきますという意思表示もしっかりさせていただいたということを申し添えておきたいと思っております。

それでは、大変濟いません。2点目のふるさと納税についてでございます。

まず、当町へのふるさと応援寄附金の状況でございます。20年度につきましては20件で140万円でございます。21年度は33件で82万6,000円、22年度は12件211万円、23年度につきましては13件で318万8,800円、24年度には14件で199万2,000円、25年度は15件で246万円、26年度につきましては23件で217万7,000円、27年度が32件の495万円、そして28年度が41件で409万円という状況でございます。現段階で最新の金額はそういった状況でございます。

それから、個人で一番多く寄附をしていただいたのはというお問い合わせでございます。これは27年度に250万円の御寄附をいただいたということでございます。

それから、使い道の指定につきましては、28年度の状況をちなみに申し上げたいと思っておりますが、ふるさとの子どもとお年寄りを大切にする事業についてが23件、ふるさとの資源と環境を大切にする事業が20件、それからふるさとの文化を大切にする事業についてが16件、それから使い道をそういった形で指定をしていただいているわけでございますが、複数の使い道の指定をされた方もおられますので、先ほどの年度ごとの件数を上回っているという状況もございます。それから、指定のない方もいらっしゃいます。これにつきましては、各事業に分割させていただいているところでございまして、41件中1件ありまして、分割で対応させていただいたということでございます。

それから、寄附金を積み立てた基金の状況を申し上げたいと思っております。28年度末で申し上げますと、子どもとお年寄りを大切にする事業に対しまして531万円、資源と環境を大切にする事業に318万円、文化を大切にする事業に対して544万円ということで、合計1,393万円の残高があるという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 大変申しわけないんですけど、隣の津和野町さんのふるさと納税につきまして、ちょっと調べさせていただきました。比べてどうこうということはないんですが、津和野町さんは実は平成27年度は321件の金額が682万2,000円、28年度は601件の1,036万3,000円ということであります。その前の資料もいただいておりますが、23年度くらいから600万円を超えるような大きな数字となっておりますが、ただ、ちょっと数字を見たらわかるんですが、吉賀町のほうは28年度は41件で409万円ですが、津和野町の場合は601件で1,300万円ということで、件数は津和野町のほうが圧倒的に多いですが、その件数の割には吉賀町のほうが金額が多いというふうに出ています。

これは、なぜかと思えますと、実は返礼品にあります。吉賀町の返礼品を調べまして、このような資料があるんですが、実は吉賀町の返礼品は3万円以上、5万円以上、そして10万円以上というふうに分かれておりますが、津和野町は実は1万円以上から返礼品があります。しかも、1万円以上が51品種あります。つまり、津和野町のデータで見ますと、小口の納税が多く件数が多いというのではないかと感じておりますが、当町にはこの資料を見ますと1万円以上の、1万円から3万円の間の返礼品がありません。そのことについては述べませんが、そういう津和野町と比べましたらそういうデータが出ております。

そこで、返礼品についてちょっと質問をさせていただきますが、このパンフレットを見ますと、当町の返礼品はもう4品種しかありません。米とみりんとお酒と焼酎だけあります。この4つしかありません。これが、金額に応じてお酒が2本とか米が何キロとかいうふうに分かれております。非常に返礼品の中身が私は少ないように思います。津和野町の場合はまた、比べて申しわけないんですけど、本当に源氏巻を含め、非常に多品種に分かれておりまして、納税者が十分に選ばれる、選ぶのに困るくらいの品種がたくさんあります。72品目くらいあります。当町は18品目しかありません。それで今、申したように米とみりんとお酒と焼酎しかありません。これでは、本当にこの返礼品の私は種類が少ないのではないかと感じます。しかも、この米、みりん、酒、焼酎ですが、米以外はみりんとか酒とか焼酎は、町外、県外のほうに加工をお願いしてつくってもらったものだと思います。私は、せっかく吉賀町のふるさとを思い、ふるさとのために寄附をしてくれますので、その思いに報うためにも本当に吉賀町でできるもの、例えば有機野菜とか、また白谷で現在ブランド化されて進められておりますお茶とか、あるいは先日、吉賀高校生がネーミングをしたブランド米とか、あるいは合鴨米とか、また先ほどちょっと触れましたが、希望によってはコウヤマキとか。本当に地元に着した返礼品を私はつくるべきじゃないかと思っております。また、名前は言えませんがよく六日市に行ったら、吉賀町に行ったらこれがおいしかったと言われております饅頭なんかもありますし、本当に納税をされた方が喜ばれる、こ

れを食べたら吉賀町のことを思い出すというような商品を私はつくるべきではないかと思っておりますが、それでこの返礼品をどのようにしてつくられるのか、その辺を町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 返礼品についてでございますが、今、御紹介もございましたが、当町の場合はお米やお酒、それから吉賀米を使ったみりんなど、こういった種類から複数組み合わせを行って、コース設定をしていただいているということでございまして、コースの種類でいいますとAコースが7セット、Bコースが11セット、こういったもので選択をしていただく、提供をしているということでございます。特産品の選定につきましては、町で行っているわけでございまして、町のホームページにより公募もしているということでございます。数少ない品種といたしますとか、コースではあります、特産品の中で一番人気がありますのはやはり棚田米でございまして、平成28年度につきましては33セット送付したうちの10セットがその棚田米であったということでございます。返礼品のことにつきましては、これまでいろいろメディア等でも報道もされております。

それから一方では、昨年4月に総務省からふるさと納税の趣旨に鑑みて、返礼額の割合の引き下げ、それから家電やパソコン、商品券、航空機のマイレージなど、資産性や換金性の高いものを取りやめるようにというような国からの技術的な助言があったところでございます。また、返礼品競争によって、住民サービスに使われる住民税が流出する都市部でも、何とか流出を防ごうと努力をされているということのようでございます。こうした結果、自治体返礼品競争は一時期に比べると落ち着いたような状況でございます。とは言いながらなかなか物が無いという状況は、これは否めない事実でございます。先ほど、別の議員さんの一般質問にもございましたが、吉賀町はある意味、裏を返せば、少量ですけど多品目のものはたくさん、要するにあるというのは事実でございますので、地域商社的なものということで御紹介もさせていただきましたが、そういったところでブランド化を高めながら、こうしたふるさと納税の返礼の品としても十分使っていただけるだけのものはそろっていると思いますので、いろいろな対応性を含めた活用の方法をこれからも考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） さっき町長も触れましたが、浜田市がこのふるさと納税につきましては、マスコミに再三出ておりますが、ちょっと前までは浜田市は全国でもベストテンに入るぐらいのふるさと納税がありました、返礼品があまりにも高価だということで、返礼品については額が30%を切るくらいにというような指導がありまして、最近は一時期16億円あった納税が、最近の前年度の同月よりも4割減とか3割減というふうに、さっき町長も言われましたが、納税額がかなり落ち込んでいるということがマスコミに載っておりました。浜田市は一時期16億

円ありまして、相当ふるさと納税に期待をしておったわけなんです、そういうのは国からの指導で納税額が落ちたということでもありますので、比べるのも、ちょっと数字を参考に出させていたいただいたということでもあります。

私は、さっき町長もいろいろ言われましたが、とにかく品種が少ないということで、もっともっと知恵を絞って、本当にふるさと吉賀町を人の心に沿ったような、いろんな多種多様の返礼品を行政で考えていただきたいと思います。コウヤマキと言いましたが、例えば10万円以上の納税に対しては、ゆ・ら・らとか、町内にある温泉の宿泊券を贈るとか、そういうふうに吉賀町にも足を運んでもらえるような、買いに来てもらえるような、そういうのもっともっと知恵を絞って、この自主財源の乏しいふるさと納税にしっかり応援していただきますように、知恵を絞っていただいて返礼品とかを考えていただきたいと思いますが、町長もう一言、何かありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ああして、非常にふるさと納税の金額が少ない中ではあります、極力努力もさせていただいて、試行錯誤しているわけですが、一例を挙げますと、平成27年度から郵便局のほうと提携をさせていただいて、3万円以上の御寄附をいただいた方に特産品の贈呈をする制度を創設いたしまして、特産品のPRという、先ほど御紹介があったパンフレットがそれにあたるものでございます。

平成29年度からはさらに民間ポータルサイトへの掲載、それからクレジット決済の導入を行いまして、利便性の向上も図ってまいりました。そういった状況で努力はしてまいりましたが、なかなか思うように金額が伸びてないという状況でございまして、今年度も12月末までの受け入れ額につきましては38件で、288万円という状況でございまして、先般予算の補正もさせていただいたような状況で、おおむね300万円くらいで、ことしは決算を迎えるのではないかなというふうに思っているところでございます。

ふるさと応援寄附制度の盛り上がりは、返礼品競争の面が大きくクローズアップされているわけですが、制度導入の理念は生まれ育ったふるさとへの恩返し、あるいは御縁、こうしたことを共有する自治体への応援ということでございます。吉賀町に寄附してくれる方を分析すると、やはり吉賀町がふるさとという方がやはり何らかの縁で御寄附をいただいているというのが現状でございます。寄附をしていただいた方の特産品ありきではないという、町への思いを真摯にやはり我々は受けとめていかなければならないということでございます。

先ほど御紹介いたしました3つの使途で限定をさせていただいて、単独事業の貴重な財源としていることでもありますので、使い道、あるいは特産品のPR等もしっかりさせていただいて、ふるさと応援寄附制度がしっかり運用できるように、これからもしっかり頑張っていきたいと

思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この納税は、使われるのに先ほどの3つ、子どもとお年寄りを大切にする事業、資源と環境を大切にする事業、文化を大切にする事業と当町は、今、町長の答弁もありましたが、決められておりますが、私は1つ提案をしたいわけなんです、自治振興交付金がソフトとハード事業に分かれまして、非常に、今までは使い道がよかったわけですが、金額も使われ方も限定されまして各自治会から非常に不満足という声を聞いております。一般質問でもさせていただきましたが、前町長もまだ制度を始めて、ソフトとハード面に分けてまだ、1年しかたっていないので、始めてまだ1年もたたんのにすぐ制度を変えることはできないので、もう少し様子を見させてもらいたいということを答弁されておりましたが、本当に各自治体はいろんなことに使いたいわけですが、使い道を限定されましたもので、非常に自治振興交付金が使われにくくなっております。

そこで、このふるさと納税、今の3つのことに使われるということがありますが、例えば本当に納税をしてくれた人の気持ちに報いるためにも、自治体よりこういうふうに使いたいとか、こういうふうに使ったら地区民が喜ぶとか、使い道について金額も定めて、一般公募して、それでそれを審査して納税額、基金より使ってもらおうと。そうすれば、本当に納税をしてくれた人は基金をためておくよりも、ためることも大事ですが、実際目に見えるところでこの納税を、基金を使うということで非常に有効ではないかと思うんですが、この使い道を自治体と言いますか、公民館単位と言いましょうか、自治体より一般公募するというようなことにつきまして、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 自治振興交付金の件が出ましたので、ちょっとお話をさせていただきます。これは、前町長の肝入りで初めての制度運営をさせていただいて、当初はハード含めてオツケーだということだったんですが、第2期目からはああして半分はハード、半分はソフト事業ということで、ある面、用途を限定をさせていただきました。ハードにつきましては、いろいろな助成事業もありますので、そういったところも使っていただければいいんですが、その自治振興交付金の本来の趣旨は、住民自治をしっかり確立をしていただいて、それぞれの地区、自治会でしっかりまちづくりをしていただこうということが、本来の趣旨でございますので、やはり年数を過ぎれば第2期目になれば、ハードはハードとして一定の比率は認めますけど、残りの、今回でいうと50%半分なんです、それはソフト事業、町づくり事業にしっかり使ってください。これがやっぱり地域振興といいますか、地域力といいますか。私が言うところの公民館を核とした地域づくりなんです、住民の方にやはり主体的にまちづくりにかかわっていただくという

ころを、それぞれの総意の中で提案をしていただいて、限りある財源ではありますが、自治振興交付金をしっかり有効活用していただきたいということでございますので、この点は御理解をいただきたいと思えます。

それから、公募によるふるさと寄附制度の活用ということがありました。これは一つの手法でもあるかと思えます。このことにつきましても前段のこれまでの質問の中にもございましたが、ガバメントクラウドファンディングがまさにそういったことになろうかと思えます。ただ、そのときもお答えしましたが、恒常的な財源として担保できるものではございませんので、やはり臨時的にぜひ必要だということを、しっかり精査をさせていただいて、そうしたファンディングはやっていく必要があろうかと思えます。

5番議員の中にもありましたが、鳥取県の琴浦町がおそらく最初にガバメントクラウドファンディングをされたんだと思えます。200万円のものに対して、実際集まったものは300万円だったんだろうと思えますけど、実際、目標額を設定をして、じゃあファンディングをしたけどその金額に到達しなかったときに、その事業は、ほいじゃあやめるのかと、こういうことになるわけでございますので、そこはやはり行政の責任としてなかなか難しいところがございますので、そういった手法をやはり用いるのであれば、しっかりそういったことを事前の段階で検証なりをさせていただいて、必ずやる事業だということを間違いなく皆さんにお知らせをした上で、そういった制度活用を図っていく必要があろうかと思えます。

このことにつきましては、やはり慎重に対応していく必要があろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で、ふるさと納税について質問は終わります。再度、まだ時間がありますのでお願いしますが、せっかく、天皇陛下のお手植えの木にコウヤマキが選ばれましたので、町民一人一人が本当に榮譽に思い、またありがたく思い、なんとか全国植樹祭で吉賀町のコウヤマキが植樹されるということでありましたので、行政、町民あげて成功できるように、また我々も一人一人が自覚を持って応援をしていきたいと思えます。

そういうことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で5番目の通告者、3番、桜下議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩をします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 失礼します。それでは、町長に2点質問いたします。

まず1点目、住宅建設の土地利用と空き家、町営住宅の管理ということで質問いたします。

ここ数年、近年、町営住宅含め、また法人向けの住宅、個人の住宅といろいろな建設がされているわけですが、これはもともとをいえば、子育て支援、新しく創設されました、建築、新築に対しての補助金等々の影響があるかなというところが見受けられていると思います。

このたび、問題視するのは、個人向けの新築住宅であります、いろいろ子育て支援等々のおかげで、町外の方も本町に家を建てたいというところもありまして、いろいろ土地等の模索もしているところだと思います。

せっかくそういった意見もありながら、なかなか土地がないと、私のほうに、3件、4件ぐらいそういった意見が来ています。

今まで、地方創生から始まりまして3年経ちますけど、そういった成果もあるんじゃないかというところで、まず、地方創生の頂点としまして、人口増加、これが一番の目的ではないかと思っております。

人口増加ということは、この地に人がふえまして、そのためには、やはり仕事がないといけな、また、家がないといけな、そういったことになってくるんですが、せっかくのやり出したことに対して希望を持ちながら、こちらで新築する方々も夢を持ってくるわけですけど、まず、土地が見当たらないと、そういったところで何とかならないかということで、今回は質問に至りました。

本町にはいろいろ土地がありまして、個人を含め、山林から田んぼ、畑、雑種地、そういったものもあります。田んぼ等でいいますと、まずひっかかってくるのが農地転用、そういったところで昔から個人の方々がそこに建物を建てる等々の話で、かなりの期間がいて、また、遊休地に関しても、これは町有地も含めますけど、なかなかそこまで機転がきかないと、いったこともありまして、新築をしたいけど、結局は土地がないということで、せっかくの子育て支援から始まりまして、独自の町の補助金等々も含めまして、その成果がなかなか出てないところが、目に当たりますので、そこを本町独自の企業誘致を含め、いろんな土地があると思います。

そういったところで、町長として何かお考えがあるかまず伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員の1点目でございます。

住宅建設の土地利用と空き家、町営住宅の管理についてということで、まずお答えをしたいと思っております。

御指摘のとおり、住民の方の住宅用地へのニーズがあることは、察知をしているところでござ

います。しかしながら、具体的な要望調査は、町のほうとして実地をしておりませんので、どの程度のニーズが、特に、個人向けの住宅等についてのニーズがあるかということとはわからない状態でございます。

宅地開発をするためには、そのニーズを十分調査する必要がありますし、適地、適切な場所の選定や取得、上下水道など社会資本の整備状況、区画当たりの費用及び販売金額などを検討する必要があろうかと思えます。

また、農地転用、開発行為等の制限の関係など、多くの課題が山積するわけでございます。行政としてそれらの課題を一気に解決するのは、大変難しい問題でございます。現在のところ、当町には通告の内容にもございますが、宅地開発の計画がないことを、まず申し上げておきたいと思えます。

しかし、全国的には町有地等の分譲地化、こういった事例がないわけではない、ある事例もあるわけでございますので、遊休地の有効利用を図って、移住あるいは定住対策につなげていくには必要な手法、手段の一つではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） この問題もなかなか一筋縄にはいきません、時間等とかかる問題なんですけど、一つ、私もいろいろ町民からの意見を聞きまして、いろんな方法を模索しているわけなんですけど、まず一つ、前一般質問で議員が質問されました、蔵木に町有地があると思えますが、そこがもともと生コン工場の土地でありまして、面積でいいますと5,000平米ぐらいの面積があるらしいんですけど、そういったところを遊ばすのではなしに、そういったところを町独自の分譲地にしてやると、そうすれば、先ほどから言いました、新築をしたいという方々にも、当然金銭的にも助かる面もありますし、また建設に当たっても補助金等々のいろいろな措置がありますんで、非常に人口もふえやすい、いうこともありますし、また仕事面でもいろいろ本町は、今求人もたくさんありますし、その辺を総合いたしましても、一番得策じゃないかといった考え方もあるんじゃないかと思えます。

そして、もう一つ質問なんですけど、今現状の町営住宅が、この吉賀町に何軒かあるわけですが、その中で40年前後たった住宅、年数がたてば当然老朽化等々のいろいろな支障が出てくるわけですが、その住宅に関しても、今からの措置等々の問題があると思えます。

その辺も含めまして、まず今の町有地の有効利用の方法とそして今現状の古くなった町営住宅の、どういった措置をとるか、それをまた伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、お尋ねの前段の部分でございます、蔵木の町有地は5,000平米の件でございます。これは前回の一般質問でもございましたように、当地の橋を渡って右側の

土地だろうと思います。お話がありました旧生コンクリートの工場があった、プラントがあった土地だろうと思います。

この件につきましては、前回の一般質問でも申し上げたところでございますが、ちょうど橋を渡って道路の左側、工業団地等の指定をさせていただいておりますが、今、議員のほうからお話があった土地については、そういった手だては打っておりません。

それから、分譲地の話もございました。今回通告がございましたんで、私もいろいろ調べてみましたけど、先ほど言いましたように、町有地、公有地の分譲地化事業をやっているのは、何件か自治体でございました。私が見た中でも、長野県の小海町とか、これは北海道の大空町というところですけど、遊休地を分譲地化をして、それを評価をしながら、それぞれの土地あるいは面積によって評価額を決めて、それによって分譲していくと。

当然町有地を分譲するわけですので、そこには高いハードルがあるわけでございますが、可能性はゼロではない、そうしたことを実際やっておられる自治体もあるということでございますので、これはやはり大きな手法の一つとして、当然検討していく余地はあろうかなと思っています。

ただ、それがすぐ吉賀町でできるかどうかというのは、また別問題でございますので、可能性は当然追及していく必要があろうと思います。

それから、今の蔵木の土地でいいますと、インフラがどうかということが当然あろうかと思えます。前回にも関連で申し上げました、道路であったり橋であったり、それから上下水道のことであったり、もろもろ、やはり必要な要件があるわけでございますので、そこら辺はしっかり現状を精査をさせていただいて、その可能性があるのであれば、そういった対応も必要ではなからうかと思っております。

それから、2点目の町営住宅の老朽化のところのこれからということですが、これはちょっとどういった内容をお答えをすればいいのかお聞かせをいただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 老朽化した住宅の今後のことですか。例えば、四、五十年たったから老朽化したんで、解体するとか、そこは例えば簡単に言えば、更地にして分譲地にするとか、そういったところですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 老朽化の問題につきましては、町営住宅に限らず、公共施設が随分あるわけございまして、これまでも全員協議会等でお話をさせていただいたように、向こう40年間、公共施設をどうするかということで、数字的なことを申し上げますと、40年間の中で、延べ面積は40%削減をしていかなければいけないという、今、こういった計画でございます。

個々の施設について、例えば、町営住宅について、ここの住宅はどうするというのは、当然今

から考えていかなければいけませんし、とりわけ、公営住宅につきましては、更新計画は、前回の一般質問の中でも申し上げましたが、計画を持っているわけでございますので、その中でしっかり計画を運用を図っていく、ということであろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 先のことなんで、その状況、状況を見ながらいうことですが、人口増加を目指して、いろんなやり方があると思えますけれど、仕事、そして住むところ、これが絶対条件であると思えますので、極力できるところは急いでやっていただければと思えます。

次に、今現存している町営住宅、ここに新しく住まわれる方が、空き家の住宅ですが、入ってくる際に、その住宅の壁や床等々が汚れていると、カビ等のことで、いろんな苦情も聞いたことがあるんですけど、入居時に入る人はきれいな場を想像しまして入るわけですし、そこで内装が汚いとかそういったことになると、本町のイメージも悪くなると思えますし、その辺の管理状態を今どうなっているかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、後段の町営住宅の管理といいますか、入退去者の取り扱いだろうと思えます。その点につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

町営住宅の入退去時の取り扱いについてでございますが、退去時に入居者の責任による破損箇所の修繕、畳の表がえ、障子、ふすまの張りかえ、部屋内外の清掃をしていただくこととなっておりますが、経年、長く使用したということによる原因で、壁あるいは、落ちない床の汚れまでは修繕をしていただいてないのが実態でございます。

募集時に、生活に影響を及ぼすような箇所については、修繕を行った上で、募集をかけております。

また、町営の空き家住宅につきましては、準備ができ次第、募集をかけておりますが、何か月も応募がない状況もあるわけでございます。こうした物件につきましては、常時の維持管理は職員の対応等困難な部分もございますが、入居が決定をいたしましたら、直ちに職員による清掃を行っておりますので、その点につきましては、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ちょっとこまごま伺いますが、空き家になった場合に、例えば、1カ月に1回、窓のあけ閉めするとか、また町のほうで、汚れが生じた場合は定期的に修繕すると、そういったことはありませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 日々の管理のお話でございますので、その点につきましては、担当いたしております税務住民課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 質問に答えさせていただきます。

担当者、住宅管理する担当者、住宅管理だけということがありませんし、ほとんどの住宅が募集をかけて、その月に応募があるということがありませんし、その都度一人の職員が住宅の兼務で住宅の入居、退去の対応をしているという中で、なかなか全ての空き家について、定期的なメンテナンスを行うということにはできない状況であります。

先ほど、町長が申しましたように、入居が決定したときには、その部屋に出向きまして、汚れ等清掃もしますし、その中で、特に、生活に影響があるような場合、床がぼろぼろになっているとか、そういうようなこともあるわけです。

そういう部分については、募集をかける前に修繕するんですが、それでも応募がしばらくの間で、畳の表がえをしても、半年も応募がなかったらなかなか厳しい状況も出てきたりするわけですが、そういうときには状況を見ながら、畳の表がえ等についても対応はしているところですが、月々の定期的に毎月その部屋に出向いて対応するというのは、現状では困難ということをお答えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） なかなか管理というのも難しいところがありまして、長く言ってもあれですけど、できれば本町の持ち物でありますんで、他町から来られた方もやっぱり印象のことを考えまして、イメージのことも考えまして、ハウスクリーニングを入れるとか、そういう方法を極力とっていただければと思います。

次に、2番目の質問に移ります。

地域環境の活性と融和ということで、ちょっとわかりづらいところはありますが、これは日本全国、今そういった現象といいますか、労働者の不足で外国人労働者に入ってもらって、何とか企業も持ちこたえているというところが現況であります。

今後も、5年、10年とそういった現象が続いていくんだと思われまうけど、本町にとりましても、最近何人かの外国人労働者を目に受けることがあります。よく見るのは自転車で通勤されたりとか、いろいろその方を見ているわけですが、この間ラジオでも言っていましたけど、現状はそういう状況なので、これからの日本の国の労働状況、環境状況も当然変わってくると思われまう。

そこで一番町民の方も感じますし、行政のほうも今からいろいろな対策を立てていかないといけないところがあると思われまうけど、外国人労働者を受け入れるということは、人口増につながりますので、そういったことをもとにこの町を発展させると、そのためにも、外国人労働者、また町民の方々も一緒にいろいろな環境づくりをしていくと、融和のとれた環境づくりをしたらど

うですかといった質問なんでありませうけど、年間、直近では夢・花・マラソンとか、きん祭みん祭、いろいろお祭り事、また運動会等々の行事がありますが、こういってところにも、やはり一緒に参加していただき、ここの町民と外国人の方の融和を図ると、そうしていくことによって、人口増もそうですけど、企業も仕事面に関しましても、相乗効果といいますか、そういったメリットが出てきますんで、ぜひそれはやっておかないといけないという思いであります。

もう一つ、この町は田舎でありますんで、他地域でも、他地域といいますか、ちょっと離れた集落に関しましても、街灯がないとか、いろいろ要求もあるわけですけど、そういったもんも改善してあげてやっていかなければいけないんじゃないかと、特に、外国人の方というのは日本人が他国に行って生活したら、よくわかりますけれど、何十年もこちらに住んでいて、習慣も当然違いますし、マナーも違ってきます。先ほど自転車とか言いましたけど、交通ルールも変わってくるわけです。

その中で、日常生活する中で、日本人と外国人との差は出てくるわけで、そこで、いろいろ意見等々も出てくると思いますが、それは当然ながらそういうことでありまして、それをいかにこの町に来られた外国人を歓迎するために、そして町民と外国人が融和のとれた日常生活を送れるようにしていかなければ、この町のイメージをまた悪くなるというデメリットも出てくると思いますが、当然ながら、今から年々この本町にしましても、外国人の方がふえてきますので、その辺の環境の状況、あと企業関係の状況、その辺をお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2番目の質問の答弁の前に、先ほどの町営住宅の管理の関係でございませう。

町営住宅の使用料をいただいているという建前がございませうので、住民の皆さんに、利用者の方によりよい住環境が提供できるように、しっかり頑張っていきたいと思ひます。そのことをつけ加えておきたいと思ひます。

それでは、2つ目の地域環境の活性と融和についてお答えをしたいと思います。

直近の集計によりますと、これは本年2月末の状況でございませうが、吉賀町全人口が6,340人でございまして、そのうち外国人登録は136人でありませう。全体の人口の比率で申し上げますと、2.1%を占めているという状況でございませう。約1年前は1.9%でありませうので、増加傾向にあるというふうに見ているところでございませう。

全てが就労目的でないと思ひますが、製造業を中心に人材の確保に苦慮していることにより、研修生や派遣社員として外国人の就労を受け入れている状況にございませう。

受け入れに当たっては、自社もしくは派遣元の会社などで、日本の生活マナーなどについて、一定期間研修を受けた上で行っている会社もあひますし、通訳を置くなどいたしまして、日本語

の対応について配慮している会社もあるわけでございます。

日常的な生活の中で、いろいろトラブル等あるわけでございますが、例えばごみ出しについてでございますが、こうしたごみ出しにつきましては、転入時にごみの分別や廃棄場所について、カレンダーや分別表、こういったものによって通訳を通じて説明をしております。

しかしながら、十分な理解が図られていないのが実態ではないかと思われま。不法投棄等が、仮に外国人の方であるということが判明した場合には、直接行政のほうから宿舎を訪問いたしまして、指導もしておりますし、会社とも連絡をとっているところでございます。

また、分別表の話をさせていただきました。このものにつきましては、外国語版の作成も有効な手段と思われま。作成についてこれから検討してまいりたいというところでございます。

一方、行政の対応についてでございますが、人口ビジョンの目標人口に定めま。とおり、2060年平成72年でございますが、4,437人を達成するためには、国籍を問わず毎年10.4人の社会増が、継続していかなければならないわけでございます。

そのためには、所信表明でも申し上げま。したが、地域振興を行う中で、移住者の受け入れ体制の整備にも取り組む必要があろうかと思っております。

外国人に限らず、生まれ育った環境が違えば、当然なかなか理解しがたいこともあるわけでございます。労働者不足は、全国的な傾向ですし、本町の経済活動の一翼を担っていただいていることは、事実でございますので、地域の活性化、働く場の確保のためにも、より一層町を挙げて受け入れ体制を構築していくことも、重要な案件になるというふうに思っております。

それから、冒頭でも申し上げま。したが、人口の約2%外国人の方が占めているという状況でございます。こうした状況は、御案内のとおり、住民基本台帳人口に、外国人の方がカウントされるようになった平成24年ごろから続いている傾向でございます。毎年その比率が、人口も含めてでございますが、高くなっているという状況でございます。

町内で生活をともに送る住民であることには、間違いなわけでございますので、働いておられます企業、会社あるいはお住まいのある地域や自治会とも協力をして、触れ合いの場や交流する機会、こういったものを目的意識的に企画をしていくことが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） いろいろお考えを伺いま。した。いろいろ対策を立てているということで、聞き逃したんかもしれま。せんけど、ある程度防犯関連のことも必要になってくると思うんですけど、先ほど言いま。した街灯等の対策とか、そういったことも当然大事になってくると思いま。す。

これ違いま。すけど、どこの各地にしても外国人の方が、女性を含めその土地で、市町村で受け

入れられていると思いますけど、その中に女性の方も当然おられますし、その中では夫婦になる、そういった方もおられると思います。そのことも人口の活性化にもつながりますんで、町長といたしまして、2点、街灯と夫婦、日本人と外国人が結婚されて夫婦になると、世帯を持つと、そういったところはどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変濟いません、街灯のことにつきまして答弁してなかったと思います。

街灯につきましては、今制度といたしましては、吉賀町が直営でやる部分と、もう一つは自治会のほうで設置をするという制度がございます。

とりわけ、直営で行う路線につきましては、通学路を中心としたということで、一定の路線に限定をさせていただいているということでございます。

ただ、今御指摘の防犯灯なり街灯というのは、通学とまた違う通勤の話だろうと思いますので、これにつきましては、また現状しっかり分析をさせていただきたいと思ひますし、まずは今ある制度としてお使いができるものであれば、居住をしておられる自治会等と御相談をしていただければ、得策ではないかと思ひております。

それで、行政の担当課のほうへお問い合わせさせていただきたいというふうに思ひております。

それから、もう一つ結婚の問題でございますが、これは、今吉賀町で行っております少子化対策で、出生数をふやすとかそういったこともありますし、それから現在の吉賀町のトレンドといひますか、傾向をお話させていただきました。

そこを、国籍が日本人であろうか、外国人であろうか、それは全く関係ないわけでございますので、同じような対応をとらせていただくというのが、行政のスタンスだろうというふうに思ひていひます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） いろいろこの問題ではありませぬけど、こういった現象は全国ありますし、すぐいふこともないかもしれませぬけど、年々確実に外国人の受け入れ、人口もふえてくると思ひますんで、本町もやはり当然ながら、そういった環境も変わってきますので、ぜひ、不慣れな土地に来ていひますんで、皆さんと触れ合う機会もないかもしれませぬけど、そこを何とか行政の力でお互いの共同で協力し合ひ、楽しむことは楽しみまして、いろいろな触れ合いをしまして、融和を図ると、そういったことが町のイメージをつなぐりますし、人口増にもつながりますんで、ぜひそういった力を発揮していただければと思ひます。

ということで、2点質問いたしましたが、いずれも人口増のための質問でありまして、やはり土地と人間と、人間住むとこと、あと環境と、そういったことが一番、ほかにも条件はありますが、一番大事だということで、ぜひ今後もいろいろ状況を見ながら、行政のいろんな活動を発

揮していただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で6番目の通告者、2番、三浦議員の質問は終わりました。

本日の一般質問は、予定は全て終わったわけですが、ここで、けさほど、議員の皆様にはおつなぎしましたが、執行部より議案及び参考資料の訂正の件で、発言を求められておりますので、これを許し、この件をしばらくやろうと思いますので、よろしくをお願いします。

ただいま事務局等で正誤表を配っておりますので、しばらくお待ちください。

〔正誤表配付〕

○議長（安永 友行君） それじゃ、赤松副町長のほうから発言を求められておりますので、これを許し、それで進めますのでお願いいたします。赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） それでは、冒頭私のほうから、今回のいろいろ修正がありましたけれども、その原因なり今後の対応等について、冒頭のところで説明をさせていただきたいと思えます。

本議会に提案しました議案並びに参考資料等におきまして、膨大な数の修正等をする事になりました。議員の皆様方には、大変御迷惑をおかけして申しわけありませんでした。本当事務を預かる立場として深くおわびを申し上げたいと思えます。大変どうも失礼いたしました。

先般、3月7日の一般会計の予算の提案の際に、提案終了後に岩本町長のほうから修正数がかなり多かったということで、議員の皆様方におわびを申し上げたところでも、その後、3月8日に庁議を開催をしまして、庁議の中で、もう一度議案並びに参考資料等について誤りがないか再点検をするように、指示を行ったところでもございます。それによりまして、全庁的に確認作業を行ったわけでもございます。

なお、一方では、3月9日のところで、私と総務課長と議長並びに議会運営委員会の委員長とで、今回の対応について協議をさせていただきました。今回の修正等の対応をどうするかということで、お話をさせていただきましたけれども、差しかえをするということになるとかなりの経費も必要になるということで、正誤表での対応でいいんじゃないかということで、御理解を賜ったところでもございます。

その提出時期については、本日の一般質問終了後ということで、今御提案をさせていただいておるものでございます。

まず、今回に至った原因でございますけれども、やはり何と云っても、そうした複数の職員による点検なり、チェックの体制ができていなかったということが、大きな原因だろうというふうに思えます。

その背景といたしましては、やはり資料、議案等の提出がぎりぎりになってしまって、今回も

そうなんですけども、3月1日が議会運営委員会でございましたけれども、前の日の夜に一生懸命印刷をかけるというような状況でしたので、なかなか点検もできなかったというのが実態としてはございます。

したがって、この対策ということになりますと、やはりそういった複数での点検をまず行うということを、これからも徹底していかないといけないと思います。

担当課はもちろん、私を含めまして、総務課職員でありますとか、そういったところで、再度提出前に点検をしていかないといけないと思います。

そのためには、やはり余裕をもった資料の作成等が必要であろうかと思えます。

総務課長のほうから提出期限を指示するのが、大体おおむね1週間ぐらい前を提出期限をしておるわけですので、それが守られておれば、そういった点検の作業も、する時間も十分ございますので、そういったところを再度徹底して、今後こういったことがないように、取り組んでいきたいと思えます。

このたび本当いろいろと御迷惑をおかけすることになって、申しわけありませんでした。心からおわびを申し上げたいと思えます。

以後詳細な説明につきましては、総務課長のほうから説明させていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、野村総務課長のほうから、正誤表についての皆さんへの説明を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、ただいまお配りしました資料をごらんいただければと思えます。

まず最初に、この資料構成についてお話をさせていただきます。ちょうど中ほどの上段に書いておりますけれども、今回の議会において提出させていただいた議案の修正部分について、この正誤表でいいますと、1ページから3ページにわたって記載をさせてもらっています。

それから、4ページから12ページにわたりますのは、議案と共に提出させていただきました参考資料、ここに係る修正箇所というものでございます。

それから、既に、この場で、特に一般会計の予算説明のときに、主には私のほうから資料の修正をかけさせていただいた部分があるかと思えます。それにつきましては、修正がかかったものということで、先ほど副町長が申し上げたとおり、それ以降、再度チェックをさせていただいて、判明した部分をここに記載をさせていただいているというところで、見ていただければというふうに思えます。

それでは、1ページです。いわゆる新旧対照表ではないですけれども、左側が正しく、そして右側が誤りということで、議案あるいは資料で、今、皆様のお手元にあるのは右側の表記がなさ

れているということでもあります。それに向けて修正をかけさせていただきたいというものでございます。

それでは、1ページの上から説明をさせていただきます。

まず、議案第20号です。ここにつきましては、その囲みの中を見ていただきますと、まず、鏡文です。鏡文の3行目のところに、条例番号を書くところがありますけれども、ここに「吉賀町」の表記が抜け落ちておりました。この部分を修正をかけるというものです。

それから、その下ですけれども、改正文の2行目です。これも同様に、条例番号の中に「吉賀町」の表記が抜けておりましたので、これを挿入するというものです。

それから、改正文の最終行ですけれども、附則のところでは、施行年月日を記載するというところで、今お手元にありますのは、「この条例は公布の日から」という表現で記載をしていますが、これを「平成30年4月1日から」というふうに修正をさせていただくものであります。

そうしますと、その次ですけれども、議案第29号です。修正内容につきましては、鏡文の3行目のところのいわゆる条例番号、このところに、「吉賀町」の表記が入ってなかったというものでして、この「吉賀町」の表記を挿入するというものでございます。

同様に、改正文の2行目、同じ内容での修正をさせていただくというものでございます。

それから、1ページの一番下ですけれども、議案第30号です。これも鏡文の5行目、それから改正文の4行目、それぞれ条例番号のところに「吉賀町」の表記がございましたので、この「吉賀町」を挿入をするというものでございます。（「全部するの」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）説明をということですか。

わかりました。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） ちょっといろいろな意見が出とるんですが、言葉は悪いんですが。

（「これに書いてあるんだから、これを個人で書いて直すほうがええじゃない、同じこと説明するんじゃない」と呼ぶ者あり）

本来はそうすべきでないと思うんで、ミスが多過ぎるんで、ちゃんと説明していただくと思って、こういう流れになっておるんですが、それでなくてもよろしいという意見が圧倒的に大きければ、そういう進め方も考えますが、いかがでしょうか。（「いや、一応説明してもらって下さい」と呼ぶ者あり）本来は、そうすべきと思うんですが（発言する者あり）

それでは、できるだけ（発言する者あり）座って言わんで、立って言ってくれ。（発言する者あり）わかった、わかった、立って言ってください。議員の諸君は。

よし、それでは、規定どおり説明して進めさせてもらいます。軽微なのは、ある程度簡潔していただいて結構です。お願いします。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、できるだけ簡潔に進めさせていただきますけれども、おめくりいただきまして、次に2ページです。

議案第32号ということで提出いたしております、水道事業会計予算の予算書です。表の中を見ていただきますと、4ページという、P4というふうに左の上を書いてありますけれども、4ページのところに、いわゆる給与明細書というものを掲載しております。これは、5ページ、それから7ページにわたって続くものでございまして、それぞれ表の中の数字であったり、あるいは表現が間違っている部分がありましたので、そこについて修正をお願いしたいというものです。

先ほど、言い漏らしたかもしれませんが、修正箇所についてはアンダーラインを付しておりますので、そこを見ていただければというふうに思います。

それから、次の3ページです。議案第40号、これは吉賀町一般会計予算でございます。ページは6ページになります。第4表として債務負担行為を書いている部分でございますけれども、ここの年度表記が間違っているものでございます。アンダーラインのところを御確認をいただければと思います。

そうしますと、おめくりいただきまして、4ページから最後の12ページにわたるところですけれども、冒頭申し上げたとおり、ここは参考資料の中での修正箇所ということになります。

同様の見方をさせていただきますと、まず最初に、54ページ財政の部分ですけれども、あそこに円グラフで比率を表示している部分がございます。その比率の数字が間違っているものでして、その箇所についてはアンダーラインをつけさせていただいております。

その下、4ページの下も同様に、そのように御確認をいただければというふうに思います。

それから、5ページにまいりまして、きょうお渡ししているペーパーについては5ページです。修正箇所のページとしては57ページでございまして、そこに書きました表の数字について修正をかけるものでございます。

それから、参考資料58ページの中で、円グラフとしてあらわしたものがございます。そこにつきまして、また修正箇所がございますので、そこについて修正をお願いしたいというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして6ページに行きます。参考資料の58ページのところです。第7表というところで記載をしておりますけれども、そこに数字について誤りがありましたので、それぞれアンダーラインを付しておるというところで見いただければと思います。

それから、6ページの下ですけれども、参考資料は58ページ、これも第10表のところに数字の間違いがございましたので、その修正をお願いしたいというものでございます。

それから、次に、6ページの一番下ですけれども、参考資料の60ページです。ここでは、第

1 1 表の表の中の数字です。アンダーラインのところの間違っておりましたので、変更をお願いしたいというふうに思います。

それから、7 ページに移っていただきまして、参考資料につきましては、6 7 ページ、それから6 7 ページの中の事業名、あるいは事業費、財源内訳を記載した表がございます。その中の数字の入り方について誤りがございましたので、そこについて修正をおかけいただきたいというものでございます。

それから、7 ページの中のほどです。参考資料は6 8 ページです。ここにつきましては、主な経費というところで、新規か継続かというところですが、「新規」という表現が誤りで、「継続」とするものでございます。

参考資料でいいますと、6 9 ページのところでは、事業名が正確に記載しておりませんでしたので、その修正をかせさせていただきますものでございます。

それから、7 ページの一番下です。参考資料は7 0 ページでございまして、先ほど言った事業名、財源内訳を記した表がございますが、このうち財源内訳のところの数字について、誤りがございましたので、その部分を修正をお願いしたいというものでございます。

それでは、お配りした資料をまためくっていただきますと、8 ページに移ります。参考資料の7 1 ページのところですが、その事業の、事業継続か、あるいは新規かという表現が間違っておりました。「新規」というのが正しいということでございます。

それから、その下です。参考資料でいいますと、7 3、7 4、7 4 ページは2 つ表がございますので、そこまでのところにつきましては、事業名あるいは財源内訳を記しているこの表に書き込むべき数字、これが誤りがありましたので修正をお願いしたいというものでございます。

それから、8 ページの一番下で、参考資料は7 5 ページのところですが、いわゆる「障害」という表記でございます。漢字の「害」ではなくて平仮名の「がい」というふうに修正をお願いするものでございます。

それから、9 ページに移らせていただきまして、参考資料でいいますと7 6 ページです。ここにつきましては、財源内訳のところ、それから主な財源のところ、落ちている部分がありましたので、こちらについて修正をさせていただきますというものであります。

それから、参考資料でいいますと7 8 ページです。これにつきましては、主な財源についてそれぞれその額を記載しておりますけれども、その数字に誤りがありましたので修正をお願いするものでございます。

それから、参考資料でいいますと、7 9 ページそして8 3 ページ、それからまたおめくりいただきますと8 5 ページ、これにつきましては、財源内訳の表のところの数字や事業費の数字、それぞれ誤りがございましたので、そこについて修正をお願いするというものでございます。

それから、10ページに移っていただいて、そこにP85からP88までのところで修正をお願いするものでございますが、これは項の6として、農林水産業というふうに資料では表現しておりました。これは正しくは「農林水産業費」ということが正しいので、この部分について修正をお願いするものでございます。

それから、10ページ中ほどですけれども、参考資料でいいますと、87ページです。主な経費のところに記しました清掃委託料の数字、ここにつきましての修正をお願いするものでございます。

それから、参考資料でいいますと、88ページです。ここでは財源内訳のところに数字、ここに誤りがございましたのでその修正をお願いするものです。

それから、次の10ページの一番下ですけれども、参考資料の89ページのところです。主な経費の下のところにアンダーラインを引いておりますけれども、その拡大ということではなくて、「継続」ということが正しいということでございます。

それから、11ページに移っていただきまして、参考資料は90ページです。これは事業名について修正をお願いするものでございます。

それから、11ページ下がっていただくと、参考資料でいうと90ページです。ここについては、主な財源の下のところに、それぞれアンダーラインを付しておりますけれども、それぞれ正しくするという修正でございます。

それから、参考資料93ページです。主な財源のところに地籍調査事業負担金というふうに記載してありますが、「負担金」が正しく、「補助金」という表現が誤りであるというところで、見ていただければと思います。

参考資料でいいますと、95ページです。事業費について記載しております。事業費のうち括弧でくくって前年度を表記しておりますけれども、その数字に誤りがございましたので、修正をお願いするものであります。

それから、11ページの一番下の段ですけれども、参考資料でいいますと、97ページです。事業費の前年度の数字、それから財源内訳の数字、それぞれアンダーラインを付しておりますけれども、修正をお願いするものでございます。

それから、またおめくりいただきまして、12ページになります。参考資料は99ページでございます。主な財源というところで、「拡大」が誤りでございまして、「継続」が正しいということでの修正であります。

それから、参考資料100ページにつきましては、事業名、これが誤っておりましたので、正しい表記をさせていただくというものでございます。

それから、同じく100ページですけれども、主な経費の下のところにアンダーラインを付し

ていますけれども、「継続」が誤り表記でして、「新規」が正しい表記でございます。

それから、参考資料の101ページです。これも同様に財源の種類をあらわしたところですが、けれども、「新規」が誤りで「継続」が正しいというものでございます。

12ページの一番最下段ですが、参考資料でいいますと105ページのところです。こちらのほうに、表を載せております。いわゆる各所管課ごとに補助金をまとめたページがございますけれども、そのうち教育委員会のところです。その数字について誤りがありましたので、この部分について修正をかけさせていただくというものでございます。

今回、こういう形で異例といえますか、こういった事態になりました。議案あるいは参考資料のとりまとめそのものにつきましては、私ども総務課のほうで最終的には行っている業務でございます。

大変不手際があったことを改めてお詫びを申し上げまして、説明を終わりたいと思います。このたびは大変申しわけありませんでした。

○議長（安永 友行君） 以上で説明は終わりましたが、今説明したことでわからないこととか、御意見がありましたらお伺いしますので、質疑を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 正誤表の10ページの一番上の部分でP85の農林水産業費というのが正しいというんですが、誤った部分で横へ行ってもろうたらわかるんですけど、農林水産業とあって、そこにアンダーラインは要らないんですかいね、ここは。ちょっとようわからんのが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。議員おっしゃられるとおりです、今回のこの直し方といえますか、今回の正誤表の表現の仕方でまいりますと、「費」の字に「費」の字が入らないところにアンダーラインを引き、そして左の表でいきますと、「費」の字の下に、ここが入っていますよというアンダーラインを引くというのが、こういう修正が（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） ちょっと待って、野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。まず、今御指摘のありました10ページのところを見ていただきますと、P85というところから始まってP88までございます。これについては、この箇所が修正箇所ですという、こういう指し示す内容でして、実際の皆様方へ、お渡ししている資料の修正の形については、その下にある四角で囲んでおります、このように修正をお願いしたいと、こういうことでございます。大変失礼しました。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） こんなこと聞いてもどうにもならんわけですが、かなり件数も多いんですが、この正誤表が云々じゃないんですが、実際は、もとが間違えちゃったんですか、打

ち間違えなん、どっちが間違えとったんかと思うんです。

例えば教育委員会が出す、総務課が打つ、教育委員会が間違えて総務課に出したんか、教育委員会は正しかったんだけど、総務課が間違えて打ったんか、本当は、どっちでこんなに大きな間違い。これだけのことがあるといたら、全部打ち間違いということもないかと思うんですが、本当のところはどういうところから、点検違いというのは当然あるかもしれません。これだけあるちゅうことは、根本的に原本出したほうが悪いんか、打ち間違えたのか、どっちかなと思ったんですが。（「両方」と呼ぶ者あり）両方ちゃ両方なんだけど。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えさせていただきますけども、予算の要求が原課から上がってきまして、総務課のほうで集計をして、町長なり、私のほうで査定をして、それを反映していくという形になっております。

ですので、基本的には、担当課から上がってきた数字を総務課のほうで加工して、この資料はつくります。ですので、資料をつくる際に誤りがあったというのが多分実態だろうと思います。

ですんで、予算要求自体は、途中で変わることはもちろんあるんですけども、それがこんだけの箇所にあぶということはありませんので、担当課のほうから上がってきた数字が変わるということは、まずないと思います。

ですので、予算書からこの資料をつくる際に、転記をする際に誤りがあったり、あるいは前年の数字が残っておったり、そういったことで間違いが起こったということだろうと思います。

それと、もう一つは、やはり本来ですと、予算書ができて、予算書からこの資料をつくるというのが順番です。先ほど言いましたように、予算書が前の日の夜できる状態で、この資料を、これは1日では当然できませんので、3、4日かかります。ですので、早目早目にとりかかっておったんですけども、そういったところで、やはり双方のこの表の作成と、実際の予算書とのチェックもできなかったということで、これだけの間違いが起こったということ。

担当課のほうよりは、やはり総務課の作成した側に間違いがあったということで、間違いはないと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは誤りとして起きたことですから、そのことをとやかく言うつもりはありませんが、開会のときに少し訂正があったときに、私が少し緩いんじゃないかということをお願いしたんですが、といいますのは、この議場の中で、執行部の皆さんと議員との話合いなら、それはここでおさめればいいことなんですけど、傍聴、確かあのときも傍聴の方がおられて訂正をしました。

そういうことで、このたびは膨大な数の誤りが提示されたわけですが、吉賀町にしろ、吉賀町

議会にしる、こういうことがあるということは、一般住民あるいはマスコミの方も、ここに来られるわけですから、少しもうちょっと慎重に物事を運ばなければ、体面にかかわる問題だと思いますので、私は、個人の責任とか、誰の責任とかちゅう追及はしませんけど、全体として姿勢を少し引き締めていく必要があるんじゃないかと思って、ここで意見を述べさせていただきます。

それと、この資料が出たわけですけど、そこに予算書なりが置いてあると思うんですけど、これは今までの傍聴の方が、プレスも含めて見られています。そしてその後にこの誤りが出てきたということを、どのように扱うつもりなのかということをお聞きしておきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 失礼いたします。今回の件につきましては、本会議のところでおわびを申し上げたところでございますが、その後の庁議のところで、私のほうから、今、10番議員が発言されたような内容を管理職にお伝えをさせていただきました。

ちょうど、あの日は、傍聴のほうへ住民の方も数名いらっしゃったということで、私は非常に、我々が今こちらにおります。立場を変えて傍聴席にいたときに、どういった風景を感じとられたかというのを、大変、ある意味、悲しい思いがしております。庁議のところでも各管理職にはその旨を伝えて、今回のようなことで、結果的に正誤表を配付させていただくということで、お許しをいただいたわけでございますが、そこはしっかりやっぱり受けとめていかなければいけないというふうに思っております。

特に、ああして今、中央では文書の書きかえとかありますけど、書きかえ以前の問題でございます。もとのところが大きく違っていたりということで、これは弁解の余地がないわけでございますので、執行部、管理職を含め、全職員がもう少し緊張感を持って対応していかなければいけないということを、再度申し上げておきたいと思っております。

それから、傍聴のほうへいらっしゃった方が、プレスも含めてですけど、間違っただけ資料を拝見しておられる、あるいは持って帰られているような事態があるということにつきましては、また議会事務局のほうと調整をさせていただいて、その辺の対応については、こちらのほうと事務局のほうで協議をさせていただいて、そちらのほうへ御一任いただくということで、お許しをいただいたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 今、町長が言われたプレス、新聞社のことなんですが、議運の際に、議会運営委員会資料として出したものを新聞社にはいつもお見せして、それをもとに記事を書かれております。ただし、その日の夕方には、皆さん御存じのように議案を各自ここへ持ってきていただけるように置いております。そういう、いつごろからかいな、議会側の要求としていただいておりますが、その分についても見せちゅうて、盛んに言う新聞記者が2、3年前からおるん

ですが、ここに置いた時点では議案ではありませんので、正式には、上程しとらるので、それは見せられんと言っとるんで。

ですが、議運に出た資料が間違っていたという可能性はあると思います。確認しておりませんので、その辺は議運の委員長とも、私どもで、もうちょっと協議して、新聞記者につなぐかどうかちゅうも含めて協議しますんで、返答については待っていただきたいと思います。

会期末までには、おつなぎせないけんと思いますけど、実際まだ確認しとらるので、資料が違おうちゅうかどうかいのは、議運の分は、はい、どうぞ、10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今のは、プレスに対してのことなんでしょうが、私が特に危惧するのは、今、町長からも話がありましたように、ここに傍聴に来られた方が説明を聞いてですよ、まして、資料も幾らかのものは持って帰られているということも聞いていますので、住民の方に、誤った情報を提供しておいて、そのまま、議会だけにこの訂正の正と誤の資料を示しただけで、果たして行政の責任が、それでとれるのかということをお聞きしたわけですので、その辺のとはとやかくは言いませんけど、町長言われましたように、国でもああいうことが起こってますし、やはりきちっとした情報の公開はして、余り隠さずに、同じ住民ですので、その辺のとは丁寧なやっていたきたいということで、意見を申し述べましたのでお願いします。

それでいいですから、済いませぬ。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

○議員（10番 庭田 英明君） はい、いいです。

○議長（安永 友行君） 今、傍聴席でのことは持って帰ることは基本的にできないはずなんですので、その辺は確認をしておりますけど、ただ、私のこれは見解ですが、傍聴人がおった際にするちゅうことがもう公開ということなんで、別に隠す気ではなかったから公開したんと、私は解釈していますんで。

○議員（10番 庭田 英明君） このことを言うちよる、このことを、傍聴の人がこれを聞いて、その後これが出たわけじゃけ、要するに誤ったというか、情報を流したわけじゃけ、それはそれできちっとしておいたほうがいいんじゃないですかっというのを言っただけであって、せなやあせんで、別に。これは執行部のほうの……

○議長（安永 友行君） また、執行部とも協議をして、また報告します。

○議員（10番 庭田 英明君） お任せします。

○議長（安永 友行君） ただいま、ここでしたの全て会議録に残りますんで、まだ会議閉じとらるので、そういう面で、きょうも全協等にしてなかったちゅうことはお知らせしておきます。

ほかにありますか、質疑。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先ほど議運に示された資料でということですが、1カ所だけ、大

幅に間違っているところがありましたので、訂正をよろしくお願ひします。

議運に示された、提出議案等説明資料です。議案34号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算ですが、予算総額が出ておりますが、実際には、720が正解と申しますのでよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 議案資料についても、また執行部と協議しておつなぎします。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑もないようですので、ここでお諮りをします。ただいまの説明をしましたように、多数であったんですが、正誤表として差しかえを執行部のほうからお願ひがあったわけですが、そのことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。

それでは、ただいま説明のあったように、その箇所について正誤表のとおり差しかえをするように決定をいたしましたので、そのようにお願ひします。

なお、ただいま皆さんから御意見いただいたことは、後ほど執行部とで協議いたしますけど、議案提出に際しては、執行部におかれては、ちょっと私も初めてであります。これほどの量は、さらなる慎重を期していただくよう、要望じゃなくて要求しておきます。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで散会といたします。
御苦勞でございました。

午後4時05分散会
